

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月10日
【計算期間】	第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
【ファンド名】	T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルブル4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルベア4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルブル4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルベア4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4 （ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジなし）4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4 （ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジなし）4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4 （ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジあり）4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4 （ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジあり）4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルブル4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルベア4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルブル4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルベア4） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（マネープールファンド4）
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

インド・ダブルブル4	日々の基準価額の値動きがインドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
インド・ダブルベア4	日々の基準価額の値動きがインドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
中国・ダブルブル4	日々の基準価額の値動きが中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数（H株指数）の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
中国・ダブルベア4	日々の基準価額の値動きが中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数（H株指数）の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
ブラジル・ダブルブル （為替ヘッジなし）4	日々の基準価額の値動きがブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50 インデックス（円ベース）の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
ブラジル・ダブルベア （為替ヘッジなし）4	日々の基準価額の値動きがブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50 インデックス（円ベース）の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
ブラジル・ダブルブル （為替ヘッジあり）4	日々の基準価額の値動きがブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50 インデックス（ブラジルリアルベース）の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
ブラジル・ダブルベア （為替ヘッジあり）4	日々の基準価額の値動きがブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50 インデックス（ブラジルリアルベース）の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
レアル・ダブルブル4	日々の基準価額の値動きがブラジルの通貨レアルの円からみた日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
レアル・ダブルベア4	日々の基準価額の値動きがブラジルの通貨レアルの円からみた日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
金・ダブルブル4	日々の基準価額の値動きが香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
金・ダブルベア4	日々の基準価額の値動きが香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
マネープールファンド4	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

②ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類等を網掛け表示しています。

「インド・ダブルブル・ベア4、中国・ダブルブル・ベア4、ブラジル・ダブルブル・ベア4」

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産	（ブル・ベア型）
		資産複合	

＜属性区分表＞

「インド・ダブルブル・ベア4、中国・ダブルブル・ベア4、
ブラジル・ダブルブル・ベア（為替ヘッジあり）4」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券） （その他資産） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （フルヘッジ） なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他

「ブラジル・ダブルブル・ベア（為替ヘッジなし）4」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券） （その他資産） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他

※株価指数に連動もしくは逆連動を目指す円建の外国投資信託を主要投資対象としますので、商品分類表における投資対象資産（収益の源泉）は、株式と分類しています。

「リアル・ダブルブル・ベア4」

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
---------	--------	---------------	------

単位型投信	国 内	株 式 債 券	インデックス型
追加型投信	海 外	不動産投信	
	内 外	その他資産（通貨） 資産複合	特 殊 型 （ブル・ベア型）

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券） （その他資産） [※] 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 年12回 （隔月） （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ ・ファンズ	あり なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他

※通貨に連動もしくは逆連動を目指す円建の外国投資信託を主要投資対象としますので、商品分類表における投資対象資産（収益の源泉）は、その他資産（通貨）と分類しています。

「金・ダブルプル・ベア4」

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産（商品）	特殊型
		資産複合	（プル・ベア型）

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式					
一般					
大型株		グローバル			プル・ベア型
中小型株	年1回	（日本を含む）		あり	
債券	年2回	日本	ファミリー	（フルヘッジ）	条件付運用型
一般	年4回	北米	ファンド		
公債	年6回	欧州			
社債	（隔月）	アジア	ファンド・		ロング・
その他債券	年12回	オセアニア	オブ・		ショート型/
クレジット属性	（毎月）	中南米	ファンズ		絶対収益
不動産投信	日々	アフリカ		なし	追求型
その他資産	その他	中近東（中東）			その他
（投資信託証券		エマージング			
（その他資産））					
資産複合					

※商品指数またはETFに連動もしくは逆連動を目指す円建の外国投資信託を主要投資対象としますので、商品分類表における投資対象資産（収益の源泉）は、その他資産（商品）と分類しています。

「マネープールファンド4」

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券（債券）) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ ・ファンズ

＜商品分類の定義＞

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

その他資産

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（ブル・ベア型）

目論見書または信託約款において、投資家に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において、ブル・ベア型に分類されるものをいいます。

<属性区分の定義>**その他資産（投資信託証券（その他資産））**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的にその他資産（株式・債券等以外）に投資を行うものをいいます。

その他資産（投資信託証券（債券））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり

目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ブル・ベア型

目論見書または信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ファンドの特色

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ4は、13本（12本のファンドおよび「マネーブルファンド4」）のスイッチング可能なファンドから構成されています。

◆ **ダブルブル** … 日々の基準価額の値動きが、対象とする株価指数、通貨およびETF^(注)の**日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果**を目指して運用を行います。

◆ **ダブルベア** … 日々の基準価額の値動きが、対象とする株価指数、通貨およびETF^(注)の**日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果**を目指して運用を行います。

(注) ETF(上場投資信託)とは、特定の株価指数、債券指数、商品価格(商品指数を含む)等に連動することを目的に運用される投資信託のことで、通常の株式と同じように金融商品取引所において、いつでも売買が可能です。また、株価指数、通貨およびETFを総称して「各種指数等」ということがあります。

● 対象とする各種指数等の日々の値動きの「概ね2倍程度」および「概ね2倍程度反対」に価格が連動する円建の外国投資信託を主要投資対象とします。

■ 外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。

■ 短期金融商品等に直接投資する場合があります。

◆ **マネーブルファンド4** … 実質的にわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

一般にブル・ベア・ファンドとは…

デリバティブ(金融派生商品)の積極活用により、証券や通貨等の価格変動等の指標(インデックス)に対して、ある一定の倍率での値動きを目指すファンドで、ブル型とベア型があり、総称してブル・ベア・ファンドと呼びます。

ブル型ファンド

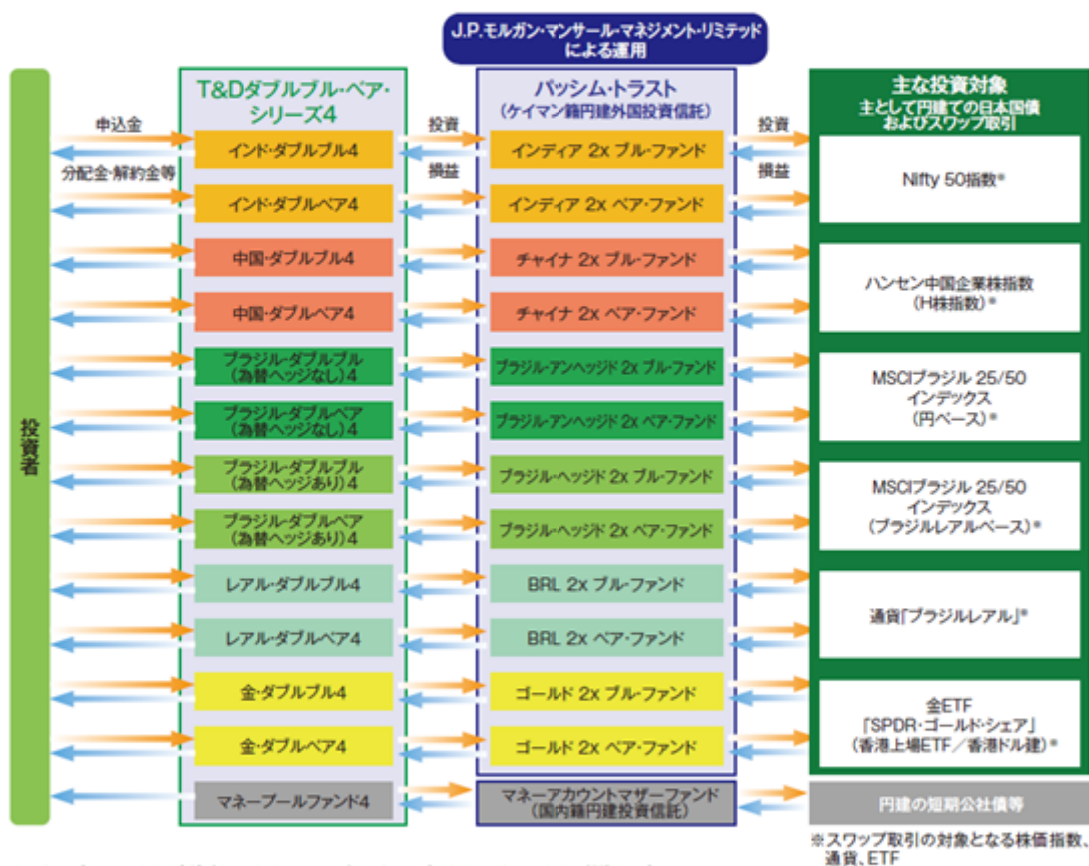
雄牛が角を下から上に振り上げる様子に例えて、対象とする株式等の相場が上昇したときに、その上昇を一定の倍率でファンドの値動きに反映させることを目指すファンドです。

ベア型ファンド

熊が手を上から下に振り下ろす様子に例えて、対象とする株式等の相場が下落したときに、その下落とは逆の動きを一定の倍率でファンドの値動きに反映させることを目指すファンドです。

ファンドの仕組み

- マネーボールファンド4を除く各ファンドは、円建の外国投資信託であるパッシブ・トラストの各サブ・ファンド（以上を総称または個別に「組入外国投資信託」ということがあります。）および国内投資信託であるマネーアカウントマザーファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズです。組入外国投資信託では、直接株式やETF等への投資、為替取引等を行わず、スワップ取引を活用して実質的な投資成果の享受を目指します。
- マネーボールファンド4は、マネーアカウントマザーファンドを親投資信託（マザーファンド）としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



- マネーボールファンド4を除く各ファンドについても、マネーアカウントマザーファンドに投資します。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドについて

組入外国投資信託の運用を行うJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドは、ストラクチャード・ファンドの運用・管理を目的として設立された、JPモルガン・グループに属する運用会社です。JPモルガン・グループは米国ニューヨークに本社を置く世界有数のグローバル総合金融サービス会社で、投資銀行、証券取引、資金決済、証券管理、資産運用、プライベート・バンキング、コマーシャル・バンキング、コンシューマー・コミュニティ・バンキング等、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ファンドが目標とする投資成果

株式ダブルブル・ベア・グループ

以下の6本のファンドにおいては、実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行っています。

ファンド名	対象とする株価指数	目標とする投資成果
インド・ダブルブル4	Nifty 50指数	●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果を目指して運用を行います。 ●ブル・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生しますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できます。また、当該ファンドはダブルブル・ファンドであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。
中国・ダブルブル4	ハンセン中国企業株指数 (H株指数)	
ブラジル・ダブルブル (為替ヘッジあり) 4	MSCIブラジル 25/50 インデックス (ブラジルレアルベース) MSCIブラジル 25/50 インデックス (米ドル建) をブラジルレアル換算した合成指数です。	

ファンド名	対象とする株価指数	目標とする投資成果
インド・ダブルベア4	Nifty 50指数	●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。 ●ベア・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生します。また、当該ファンドはダブルベア・ファンドであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。
中国・ダブルベア4	ハンセン中国企業株指数 (H株指数)	
ブラジル・ダブルベア (為替ヘッジあり) 4	MSCIブラジル 25/50 インデックス (ブラジルレアルベース) MSCIブラジル 25/50 インデックス (米ドル建) をブラジルレアル換算した合成指数です。	

※対象とする株価指数は今後変更となる場合があります。

※上記ファンドの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

以下の2本のファンドにおいては、実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行っておりません。

ファンド名	対象とする株価指数	目標とする投資成果
ブラジル・ダブルブル (為替ヘッジなし) 4	MSCIブラジル 25/50 インデックス (円ベース) MSCIブラジル 25/50 インデックス (米ドル建) を円換算した合成指数です。	●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果を目指して運用を行います。 ●当該合成指数には、現地の株価変動に加え、ブラジルレアルと円の間の変動リスクも含まれます。そのため、円に対するブラジルレアルの日々の値動きの影響も「概ね2倍程度」となります。
ブラジル・ダブルベア (為替ヘッジなし) 4		●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。 ●当該合成指数には、現地の株価変動に加え、ブラジルレアルと円の間の変動リスクも含まれます。そのため、円に対するブラジルレアルの日々の値動きの影響も「概ね2倍程度反対」となります。

※対象とする株価指数は今後変更となる場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

Nifty 50指数とは

インド株式市場全体の値動きを示す代表的な株価指数として、ナショナル証券取引所が発表を行うNifty 50指数と、ボンベイ証券取引所が発表を行うS&P/BSE SENSEX指数（SENSEX指数）が一般に知られています。

指数	発表する取引所	構成銘柄数	計算方法	銘柄選定方法
Nifty 50指数	ナショナル証券取引所	50銘柄	時価総額加重平均 インドルピー建て	時価総額、取引規模、流動性等
【参考】 SENSEX指数	ボンベイ証券取引所	30銘柄	時価総額加重平均 インドルピー建て	流動性、取引規模、業種を代表する 企業であるか否か等

（2015年12月末日現在） 出所：ナショナル証券取引所、ボンベイ証券取引所

ハンセン中国企業株指数（H株指数）とは

中国の株式市場には上海・深セン・香港の3カ所があります。香港証券取引所には一般的な香港・中国企業が上場する「メインボード」と、新興市場の「GEM (Growth Enterprise Market)」があります。さらに、上場銘柄は企業の登記先によって「H株」「レッドチップ」「その他」の3つに分かれています。

ハンセン中国企業株指数（H株指数）	中国本土で登記を行い、香港証券取引所に上場している本土企業が発行する香港ドル建ての株式の中から選ばれた40銘柄で構成される指数です。H株はインフラや重工業の担い手としての国営優良企業が多いことが特徴です。
【参考】 香港ハンセン指数（ハンセン指数）	金融、公益、不動産、商工業の4セクターから選別した50銘柄で構成（H株やレッドチップも含む）される香港の代表的な株価指数です。時価総額の加重平均で算出されます。

（2015年12月末日現在） 出所：ハンセン・インデックス・カンパニー

MSCIブラジル 25/50 インデックス（米ドル建）とは

ブラジル株式市場全体の値動きを示す代表的な株価指数として、MSCIブラジル 25/50 インデックス（米ドル建）や、サンパウロ証券取引所が発表を行うボブスナ指数があります。

MSCIブラジル 25/50 インデックス（米ドル建）	米国のモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）が開発した株価指数で、各構成銘柄の比率が25%を超えず、また指数の5%以上を占める銘柄の合計が50%を超えないように設計されています。当該指数は親指数であるMSCIブラジルインデックスとの構成差異を最小化するように組成されており、2015年12月末日現在で60銘柄から構成されています。
【参考】 ボブスナ指数	サンパウロ証券取引所に上場している最も流動性の高い銘柄で構成される出来高加重トータルリターン指数です。1968年2月1日を基準値（100）として算出され、組入銘柄は各銘柄の取引回数と取引金額等の基準にて選定されており、2015年12月末日現在で63銘柄から構成されています。

（2015年12月末日現在） 出所：サンパウロ証券取引所、MSCI

- ブラジルダブルブルーベア（為替ヘッジなし）4は、MSCIブラジル 25/50 インデックス（米ドル建）を円換算した合成指数である、MSCIブラジル 25/50 インデックス（円ベース）を対象とします。
- ブラジルダブルブルーベア（為替ヘッジあり）4は、MSCIブラジル 25/50 インデックス（米ドル建）をブラジルレアル換算した合成指数である、MSCIブラジル 25/50 インデックス（ブラジルレアルベース）を対象とします。

インドルピーおよびブラジルレアルは、実質的に直物為替先渡取引（NDF取引）を活用して為替ヘッジを行います。

※NDF（ノン・デリバティブ・フォワード）取引とは

- ・投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引をいいます。
- ・新興国通貨等への取引ニーズの高まりと共に、NDF取引が活用されるようになりました。

インドダブルブルーベア4（以下、「本商品」）は、インド インデックス サービスズ&プロダクツ リミテッド（以下、ISL）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。ISLは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またインドにおいてNifty 50指数（以下、「本指数」）が市場全体のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではありません。ISLのT&Dアセットマネジメント株式会社に對する唯一の關係は、ISLがT&Dアセットマネジメント株式会社が本商品の関係なく決定、作成及び計算する本指数並びにISLの登録商標についての利用許諾を与えることです。ISLは、本指数の決定、作成及び計算において、T&Dアセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れる義務を負うものではありません。ISLは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。ISLは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。

ISLは、Nifty 50指数の計算及びその元になるデータの正確性及完全性を保証するものではありません。また、ISLは、本指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。ISLは、本指数又はそれらに含まれるデータの使用により、T&Dアセットマネジメント株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。ISLは、本指数又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、暫時的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、ISLが責任を負うことはありません。

MSCI ブラジル 25/50 インデックスはMSCIが開発した株価指数で、ブラジルの株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

本資料に引用した各インデックスの商標、著作権、知的財産権およびその他の一切の権利は、各インデックスの算出元に帰属します。また、各インデックスの算出元は、インデックスの内容を変更する権利および発表を停止する権利を有しています。

通貨ダブルブル・ペア・グループ

ファンド名	対象とする通貨	目標とする投資成果
リアル・ダブルブル4	ブラジルレアル	●円から見た対象通貨の日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果を目指して運用を行います。 ●ブル・ファンドにおいて、円よりも短期金利の高い通貨を対象とする場合には、円と対象通貨の短期金利差に伴うプレミアムが発生しますが、円よりも短期金利が低い通貨を対象とする場合には、コストが発生します。また、当該ファンドはダブルブル・ファンドであるため、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムも概ね2倍程度となります。
リアル・ダブルペア4		●円から見た対象通貨の日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。 ●ペア・ファンドにおいて、円よりも短期金利の高い通貨を対象とする場合には、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストが発生しますが、円よりも短期金利が低い通貨を対象とする場合には、プレミアムが発生します。また、当該ファンドはダブルペア・ファンドであるため、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムも概ね2倍程度となります。

※対象とするブラジルレアルは、ニューヨーク時間15時の対円レートを使用します。（今後変更となる場合があります。）

【ご参考】円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムについて

ブル・ファンド(対象通貨買い/円売り)	÷	対象通貨の短期金利	－	円の短期金利
ペア・ファンド(円買い/対象通貨売り)	÷	円の短期金利	－	対象通貨の短期金利

※原則として、上記の結果がプラスの場合はプレミアム、マイナスの場合はコストとなります。

※当該ファンドはダブルブル・ペア・ファンドであるため、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムも概ね2倍程度となります。

商品ダブルブル・ペア・グループ

以下の2本のファンドにおいては、**実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行っています。**

ファンド名	対象とするETF	目標とする投資成果
金・ダブルブル4	SPDR・ゴールド・シェア (香港上場ETF/香港ドル建)	●対象とするETFの日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果を目指して運用を行います。 ●ブル・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生しますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できます。また、当該ファンドはダブルブル・ファンドであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。
金・ダブルペア4		●対象とするETFの日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。 ●ペア・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生します。また、当該ファンドはダブルペア・ファンドであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。

※対象とするETFは今後変更となる場合があります。

※上記ファンドの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

SPDR・ゴールド・シェアとは

SPDR・ゴールド・シェア (香港上場ETF/香港ドル建)	金現物取引価格として、金価格の世界標準となる「金地金価格(ロンドン金値決め)」に連動を目指すETFです。香港の他、ニューヨーク、メキシコ、シンガポール、東京の各金融商品取引所にも上場しています。
【参考】 COMEX金先物	COMEXとは、ニューヨーク・マーカンタイル取引所の一部門であり、金・銀・銅・アルミ等が上場されている先物市場です。特に金先物は世界の金価格の指標的な存在となっています。

マネーボールファンド4

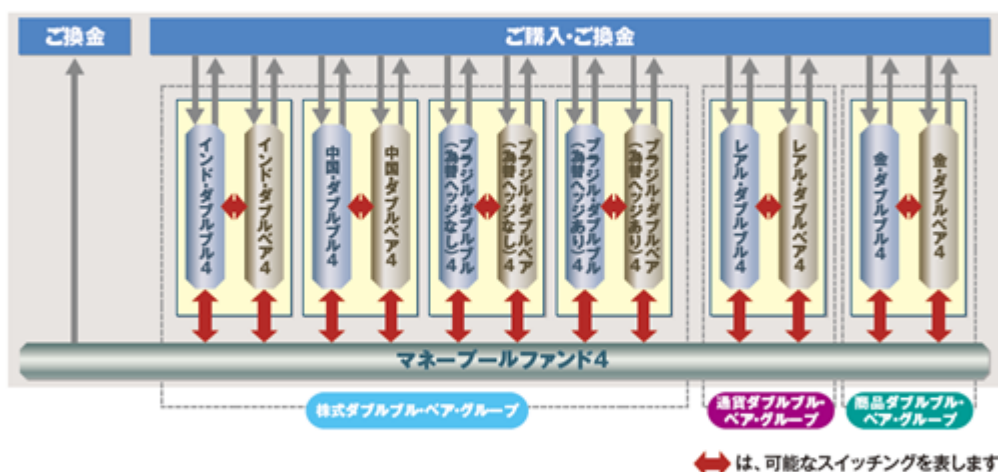
マネーボール ファンド4	実質的に円建ての短期公社債等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
-----------------	--

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

スイッチングについて

T&Dダブルブルーベア・シリーズ4を構成する各ファンド間で、下記の通りのスイッチングが可能です。

- ・T&Dダブルブルーベア・シリーズ4を構成するファンドを下図の通り6つのペアに分け、同一ペア内および各ファンドとマネーブルファンド4間でのスイッチングが可能です。
- ・異なるペア間のスイッチングは、マネーブルファンド4経由で可能です。
- ・マネーブルファンド4のご購入は、スイッチングによるお申込みのみとなります。
- ・スイッチングの際には、販売会社が定める所定の手数料等がかかります。（ただし、マネーブルファンド4へのスイッチングには手数料はかかりません。）



ファンドの信託期間について

ファンドの信託期間は、平成28年12月12日までです。（原則として信託期間の延長は行いません。）原則として基準価額の水準にかかわらず、同日をもって信託期間を終了し償還となりますので、十分ご留意のうえお申込みください。なお、平成28年9月12日以降は、ご購入およびスイッチングの各お申込みは行えません。

基準価額の変動についての留意点

ダブルプル・ベア・ファンドの基準価額の値動きについて

マネー・ブル・ファンド4を除く各ファンドは、日々の基準価額の値動きが、対象とする各種指数等の日々の値動きの「概ね2倍程度」および「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。したがって、たとえ正確に運用目標が達成されたとしても、2日以上離れた日との比較においては、「概ね2倍程度」および「概ね2倍程度反対」の投資成果が得られるわけではございませんので、十分にご留意ください。

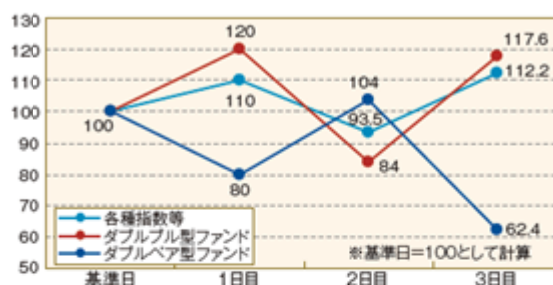
例

前日との騰落率比較

	1日目	2日目	3日目
各種指数等	+10%	-15%	+20%
ダブルプル型ファンド	+20%	-30%	+40%
ダブルベア型ファンド	-20%	+30%	-40%

基準日との騰落率比較

	1日目	2日目	3日目
各種指数等	+10%	-6.5%	+12.2%
ダブルプル型ファンド	+20%	-16%	+17.6%
ダブルベア型ファンド	-20%	+4%	-37.6%



上表のように、対象とする各種指数等が1日目に10%上昇、2日目に15%下落、3日目に20%上昇した場合、運用目標が正確に達成されれば、ダブルプル型ファンドの騰落率は20%上昇、30%下落、40%上昇、ダブルベア型ファンドの騰落率は20%下落、30%上昇、40%下落となります。

これを、基準日から3日目までの値動きでみると、各種指数等は12.2%上昇、ダブルプル型ファンドは17.6%上昇、ダブルベア型ファンドは37.6%下落となり、「概ね2倍程度」および「概ね2倍程度反対」とはなりません。

なお、各種指数等が上昇・下落を繰り返して動いた場合には、ファンドにとってはマイナス要因となり、基準価額が押し下げられることになります。

※上記は、正確に運用目標が達成された場合を前提に、対象とする各種指数等の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係を分かりやすく説明するための計算例であり、実際の値動きとは異なります。また、対象とする各種指数等の値動きやファンドの基準価額の値動きを示唆・保証したものではありません。

基準価額の主な変動要因

下記の表は、基準価額に影響を及ぼす各種指数等と為替の影響を分かりやすくイメージしたものです。

ただし、ファンドの運用時に発生するコスト等の様々な要因により必ずしも表記の通りに基準価額が上昇・下落するとは限りません。

	中国・ダブルプル4 インド・ダブルプル4 ブラジル・ダブルプル (為替ヘッジあり) 4	中国・ダブルベア4 インド・ダブルベア4 ブラジル・ダブルベア (為替ヘッジあり) 4	ブラジル・ダブルプル (為替ヘッジなし) 4	ブラジル・ダブルベア (為替ヘッジなし) 4		金・ダブルプル4	金・ダブルベア4
対象株価指数 の上昇	↑ 上昇要因	↓ 下落要因	↑ 上昇要因	↓ 下落要因	対象ETF(金価格) の上昇	↑ 上昇要因	↓ 下落要因
対象株価指数 の下落	↓ 下落要因	↑ 上昇要因	↓ 下落要因	↑ 上昇要因	対象ETF(金価格) の下落	↓ 下落要因	↑ 上昇要因
対象通貨高 (対円)	原則なし ^(注)	原則なし ^(注)	↑ 上昇要因	↓ 下落要因	対象通貨高 (対円)	原則なし ^(注)	原則なし ^(注)
対象通貨安 (対円)	原則なし ^(注)	原則なし ^(注)	↓ 下落要因	↑ 上昇要因	対象通貨安 (対円)	原則なし ^(注)	原則なし ^(注)
短期金利差 (対象通貨>円)	為替ヘッジ コスト	為替ヘッジ プレミアム	なし	なし	短期金利差 (対象通貨>円)	為替ヘッジ コスト	為替ヘッジ プレミアム
短期金利差 (円>対象通貨)	為替ヘッジ プレミアム	為替ヘッジ コスト	なし	なし	短期金利差 (円>対象通貨)	為替ヘッジ プレミアム	為替ヘッジ コスト
	レアル・ダブルプル4	レアル・ダブルベア4					
対象通貨高 (対円)	↑ 上昇要因	↓ 下落要因					
対象通貨安 (対円)	↓ 下落要因	↑ 上昇要因					
短期金利差 (対象通貨>円)	短期金利差に 伴うプレミアム	短期金利差に 伴うコスト					
短期金利差 (円>対象通貨)	短期金利差に 伴うコスト	短期金利差に 伴うプレミアム					

(注) ブラジル・ダブルプル・ベア(為替ヘッジなし)4、レアル・ダブルプル・ベア4を除く各ファンドの実質組入外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

※各ファンドの対象通貨は以下の通りです。
インド・ダブルプル・ベア4 <インドルピー>
中国・ダブルプル・ベア4 <香港ドル>
ブラジル・ダブルプル・ベア4 <ブラジルレアル>
金・ダブルプル・ベア4 <香港ドル>
レアル・ダブルプル・ベア4 <ブラジルレアル>

投資する投資信託証券の概要

ファンド名	パッシブ・トラスト ・インディア 2x プル・ファンド ・インディア 2x ベア・ファンド ・チャイナ 2x プル・ファンド ・チャイナ 2x ベア・ファンド ・ブラジル・アンヘジド 2x プル・ファンド ・ブラジル・アンヘジド 2x ベア・ファンド ・ブラジル・ヘジド 2x プル・ファンド ・ブラジル・ヘジド 2x ベア・ファンド ・BRL 2x プル・ファンド ・BRL 2x ベア・ファンド ・ゴールド 2x プル・ファンド ・ゴールド 2x ベア・ファンド
分類	ケイマン籍／外国投資信託／円建
設定日	2014年12月11日
運用の基本方針 主な投資対象	主として円建の日本国債およびスワップ取引に投資を行い、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の成長を目指して運用を行います。 主として円建の日本国債を投資対象とします。 スワップ取引等のデリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
投資態度	①主として円建の日本国債を投資対象とします。 ②JPモルガンチェースバンクN.A.ロンドン支店、もしくはJPモルガンチェースグループに属する金融機関をカウンターパーティとしたスワップ取引を行います。概ね純資産相当額程度で行うものとします。 ③スワップ取引を利用して、実質的に日々の基準価額の値動きが以下の通りとなる投資成果を目指して運用を行います。 【インディア 2x プル・ファンド】 インドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍程度 【インディア 2x ベア・ファンド】 インドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍程度反対 【チャイナ 2x プル・ファンド】 中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数(H株指数)の日々の騰落率の概ね2倍程度 【チャイナ 2x ベア・ファンド】 中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数(H株指数)の日々の騰落率の概ね2倍程度反対 【ブラジル・アンヘジド 2x プル・ファンド】 ブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50インデックス(円ベース)の日々の騰落率の概ね2倍程度 【ブラジル・アンヘジド 2x ベア・ファンド】 ブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50インデックス(円ベース)の日々の騰落率の概ね2倍程度反対 【ブラジル・ヘジド 2x プル・ファンド】 ブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50インデックス(ブラジリアルベース)の日々の騰落率の概ね2倍程度 【ブラジル・ヘジド 2x ベア・ファンド】 ブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50インデックス(ブラジリアルベース)の日々の騰落率の概ね2倍程度反対 【BRL 2x プル・ファンド】 ブラジルの通貨レアルの円からみた日々の騰落率の概ね2倍程度 【BRL 2x ベア・ファンド】 ブラジルの通貨レアルの円からみた日々の騰落率の概ね2倍程度反対 【ゴールド 2x プル・ファンド】 香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度 【ゴールド 2x ベア・ファンド】 香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度反対 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

主な投資制限	①店頭オプション、上場オプション、ETFに原則として直接投資を行いません。 ②有価証券の空売りは行いません。 ③純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ④一発行会社の発行済総株式数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。 ⑤流動性にかかる資産の組入れは15%以下とします。 ⑥運用会社ならびに管理会社は、自己または投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等を行いません。
決 算 日	6月30日
分 配 方 針	原則として、年1回分配を行います。
信託報酬等	純資産総額の年0.15%程度。内訳は以下の通りとします。 運用報酬:0.06%程度 受託報酬:0.025%(純資産総額が2億5,000万米ドルを超えた場合は超過部分に対して0.02%)あるいは最低報酬額として年8,000米ドル ※2016年4月26日以降、年2,500米ドルとなる予定です。 管理事務代行報酬:0.05%(純資産総額が1億米ドルを超えた場合は超過部分に対して0.035%)あるいは最低報酬額として年20,000米ドル 保管受託報酬:0.015%あるいは最低報酬額として月250米ドル 名義書換事務代行報酬:年1,200米ドル
その他の費用	売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、監査費用、スワップ取引に係る費用等がかかります。その他費用の一部については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、別途アンブレラファンドの設立費用5,000米ドルが受託会社に支払われ、財務諸表作成費用として年10,000米ドルが管理事務代行会社に支払われます。
投資顧問会社 管 理 会 社	J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド
受 託 会 社	BNPパリバ・バンク&トラスト・ケイマン・リミテッド ※2016年4月26日以降、インター・トラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)・リミテッドとなる予定です。
管 理 事 務 代 行 会 社	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス・シンガポール BNPパリバ・ファンド・サービス・ダブリン・リミテッド
保管受託会社	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス・シンガポール
名義書換事務 代 行 会 社	BNPパリバ・トラスト・サービス・シンガポール・リミテッド
監 査 法 人	グラント・ソントン

ファンド名	マネー・アカウント・マザー・ファンド
分 類	親投資信託
設 定 日	2010年2月26日
運用の基本方針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の国債、公社債および短期金融商品
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分 配 方 針	分配は行いません。
決 算 日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
委 託 会 社	T&Dアセットマネジメント株式会社

各概要は、2015年12月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

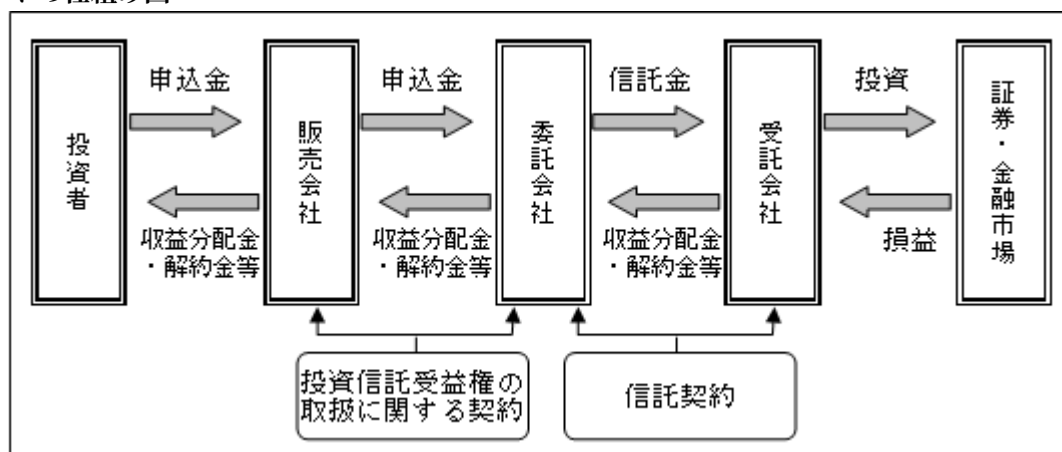
- ④信託金の限度額は各ファンド1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成26年12月10日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み図



②委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

③委託会社の概況

a. 資本金

平成27年12月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

平成 9年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年 1月24日 投資顧問業者の登録
平成14年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可
平成14年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
平成19年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成28年1月1日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

下記の（１）および（２）において、（※）印については、それぞれ下記をあてはめてご覧ください。

<（※）印の「対象とする各種指数等」>

ファンドの名称	対象とする指数等
インド・ダブルブル・ベア 4	インドの株価指数であるNifty 50指数
中国・ダブルブル・ベア 4	中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数（H株指数）
ブラジル・ダブルブル・ベア （為替ヘッジなし） 4	ブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50 インデックス （円ベース）
ブラジル・ダブルブル・ベア （為替ヘッジあり） 4	ブラジルの株価指数であるMSCIブラジル 25/50 インデックス （ブラジルリアルベース）
レアル・ダブルブル・ベア 4	ブラジルの通貨レアル（対円）
金・ダブルブル・ベア 4	香港証券取引所上場の代表的な金E T Fである S P D R・ゴールド・シェア

<（※）印の「別に定める外国投資信託」>

ファンドの名称	当該外国投資信託
インド・ダブルブル 4	パッシム・トラスト - インディア 2x ブル・ファンド
インド・ダブルベア 4	パッシム・トラスト - インディア 2x ベア・ファンド
中国・ダブルブル 4	パッシム・トラスト - チャイナ 2x ブル・ファンド
中国・ダブルベア 4	パッシム・トラスト - チャイナ 2x ベア・ファンド
ブラジル・ダブルブル （為替ヘッジなし） 4	パッシム・トラスト - ブラジル・アンヘッジド 2x ブル・ファンド
ブラジル・ダブルベア （為替ヘッジなし） 4	パッシム・トラスト - ブラジル・アンヘッジド 2x ベア・ファンド
ブラジル・ダブルブル （為替ヘッジあり） 4	パッシム・トラスト - ブラジル・ヘッジド 2x ブル・ファンド
ブラジル・ダブルベア （為替ヘッジあり） 4	パッシム・トラスト - ブラジル・ヘッジド 2x ベア・ファンド
レアル・ダブルブル 4	パッシム・トラスト - BRL 2x ブル・ファンド
レアル・ダブルベア 4	パッシム・トラスト - BRL 2x ベア・ファンド
金・ダブルブル 4	パッシム・トラスト - ゴールド 2x ブル・ファンド
金・ダブルベア 4	パッシム・トラスト - ゴールド 2x ベア・ファンド

（１）【投資方針】

「インド・ダブルブル４、中国・ダブルブル４、ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジなし）４、
ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジあり）４、リアル・ダブルブル４、金・ダブルブル４」

- ①別に定める外国投資信託（※）を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする各種指数等（※）の日々の騰落率の概ね２倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
- ②各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

「インド・ダブルベア４、中国・ダブルベア４、ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジなし）４、
ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジあり）４、リアル・ダブルベア４、金・ダブルベア４」

- ①別に定める外国投資信託（※）を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする各種指数等（※）の日々の騰落率の概ね２倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
- ②各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

「マネープールファンド４」

- ①マザーファンドへの投資を通じて、実質的に円建ての短期公社債等に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- ②資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

「各ファンド（マネープールファンド４を除く）」

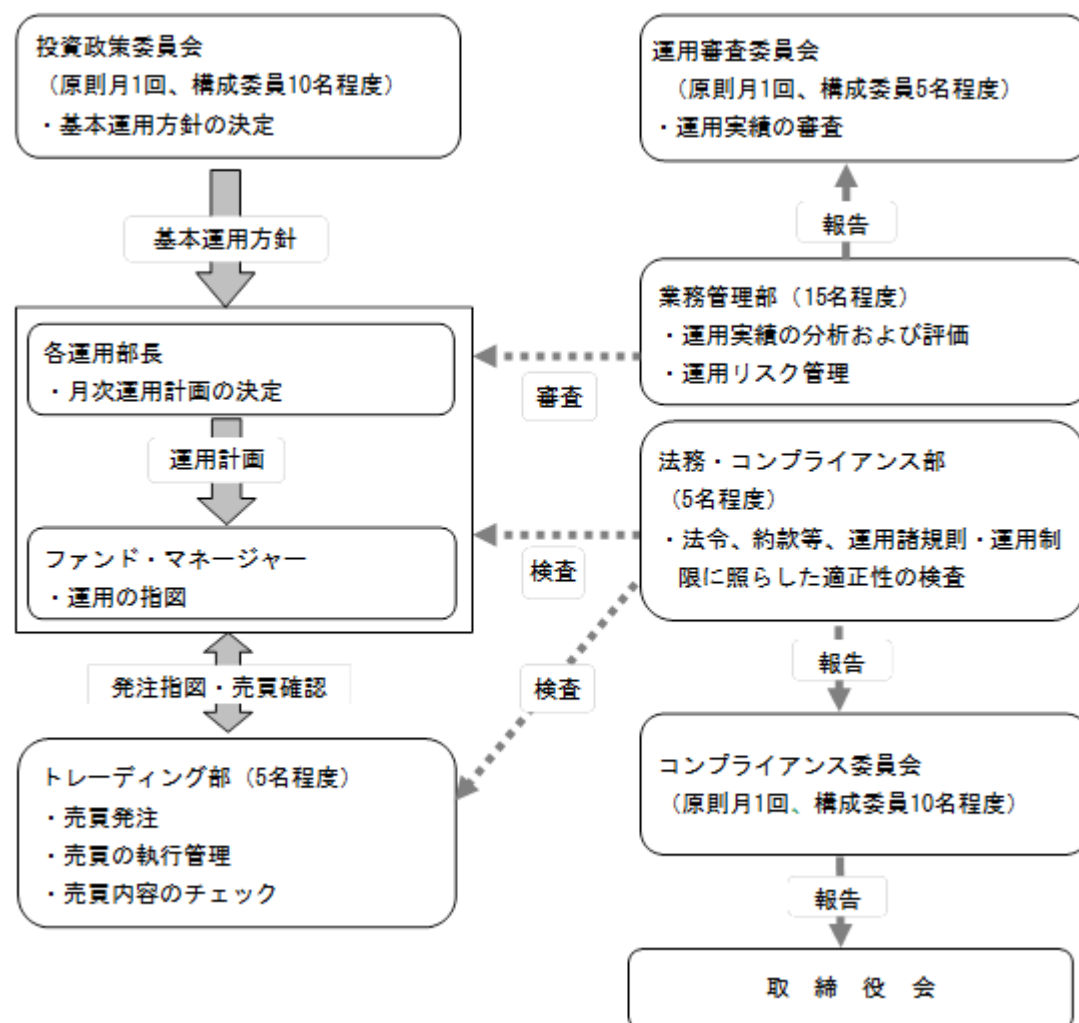
- ①組入外国投資信託受益証券およびマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- ②この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ③委託会社は、信託金を、組入外国投資信託受益証券およびマザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの
なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。
- ④委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

「マネープールファンド4」

- ①マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- ②この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ③委託会社は、信託金を、マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 2. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 3. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 4. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
 5. コマーシャル・ペーパー
 6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、4. の証券または証書および7. の証券または証書のうち4. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から3. の証券ならびに7. の証券または証書のうち1. から3. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8. および9. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ④委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成27年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回、決算時（原則として12月10日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として、以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ②収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - ③収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】**「各ファンド（マネープールファンド４を除く）」**

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④有価証券先物取引等の指図は行いません。
- ⑤組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
- ⑦1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

「マネープールファンド4」

- ①株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ②投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への投資は行いません。
- ④有価証券先物取引等は、信託約款の範囲内で行います。
- ⑤委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
- ⑥株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ⑦1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑨1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ⑩1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

イ.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

- ⑪1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- ⑫デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(参考) マネーアカウントマザーファンドの概要**(1) 投資方針**

- ①主としてわが国の国債、公社債および短期金融商品を投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
- ②有価証券先物取引等は、約款の範囲内で行います。
- ③委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
- ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り、）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 5. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものなお、1. から6. までの証券および8. の証券のうち1. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

- ①株式への投資は行いません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ④1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をイ. の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
イ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑤デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

「株式ダブルブル・ベア・グループ」

①株価変動リスク

各ファンドは、株価指数の値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する外国投資信託を主要投資対象としますので、株価変動の影響を受けます。

②カントリーリスク

組入外国投資信託の投資対象国における証券取引所や証券市場、会計基準および法制度等の変化が金融市場に及ぼす影響は、一般に先進国以上に大きいと考えられます。投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券や通貨の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。

③為替変動リスク[ブラジル・ダブルブル・ベア（為替ヘッジなし）4のみ]

組入外国投資信託は、株価指数の変動に加え、対象通貨（ブラジルレアル）と円との間の値動きの影響を「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に受けるため、各ファンドは為替変動の影響を受けます。

「通貨ダブルブル・ベア・グループ」

①為替変動リスク

各ファンドは、円から見た対象通貨（ブラジルレアル）の値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する外国投資信託を主要投資対象としますので、為替変動の影響を受けます。また、円と対象通貨との金利差に伴うコストが発生する場合、そのコストも概ね2倍程度となることにご留意ください。

②カントリーリスク

組入外国投資信託の投資対象国における証券取引所や証券市場、会計基準および法制度等の変化が金融市場に及ぼす影響は、一般に先進国以上に大きいと考えられます。投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券や通貨の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。

「商品ダブルブル・ベア・グループ」

○金価格変動リスク

各ファンドは、金価格に連動するETFの値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する外国投資信託を主要投資対象としますので、金価格変動の影響を受けます。金の価格は、金の需給関係や為替、金利の変動、政治経済情勢等に基づき変動します。

「マネープールファンド4」

○債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（2）その他の留意点

①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②スワップ取引に伴うリスクについて[マネープールファンド4を除く]

組入外国投資信託においては、スワップ取引を通じて実質的な投資成果の享受を目指します。スワップ取引の相手方の倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず損失を被る場合があります。

③NDF取引に関する留意点

インドルピーおよびブラジルレアルは、実質的にNDF取引を活用して為替取引を行います。NDF取引は、通常の為替予約取引と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利（NDF想定金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムの拡大がファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあり、ファンドが目標とする投資成果から乖離する要因の一つとなります。

④目標とする投資成果が達成できないリスクについて[マネープールファンド4を除く]

以下の要因等により、各ファンドが目標とする、日々の基準価額の値動きが、対象とする各種指数等の日々の値動きの「概ね2倍程度」および「概ね2倍程度反対」となる投資成果を達成できない場合があります。

- ・外国投資信託の売買・評価価格と各種指数等との差異
- ・為替取引を行う際のコスト／プレミアム（ブラジル・ダブルブル・ベア（為替ヘッジなし）4を除く）
- ・市場の大幅な変動や流動性の低下等により、取引が成立せず、または必要な取引数量のうち全部または一部が成立しないこと
- ・取引を行う市場における取引規制
- ・運用資金が少額、または購入、換金等により大幅な増減があった場合
- ・ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること
- ・ファンドの運用管理費用（信託報酬）、監査費用等

⑤ファンドの継続保有に際してご注意いただきたい事項[マネープールファンド4を除く]

対象とする各種指数等の値動きが、一定の範囲で上昇・下落を繰り返す動きとなった場合には、ファンドの投資成果は悪化することが想定されます。そのため、対象とする各種指数等の将来の水準が投資時点と同じであっても、基準価額が下落している可能性があります。ファンドの基準価額の値動きにおいて、日々発生する信託報酬等の費用、為替ヘッジコストや円と対象通貨の短期金利差に伴うコスト等の実質的な為替取引に伴うコスト負担等は、ファンドが目標とする日々の投資成果に対する押し下げ要因となります。したがって、投資期間が長期にわたる場合にはこれらのコスト負担が大きくなり、投資成果に大きな影響を与えます。

⑥分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

⑦ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

（３）リスクの管理体制

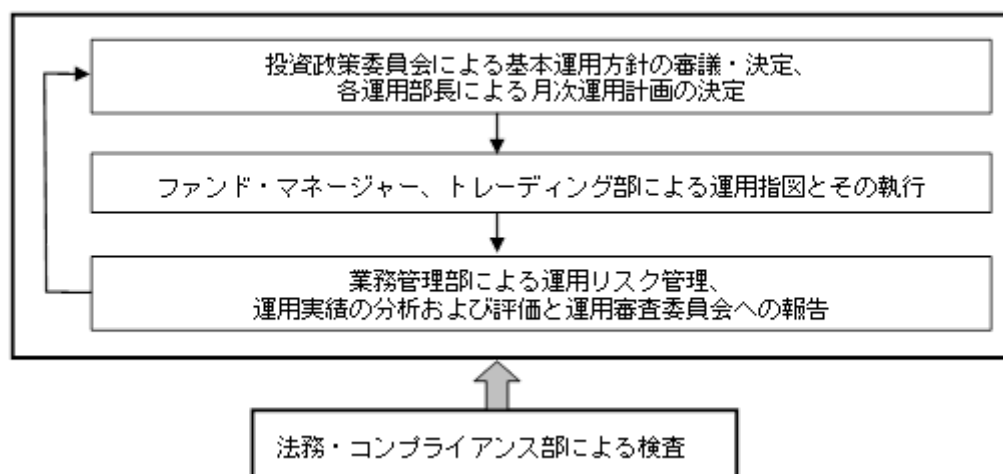
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成27年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

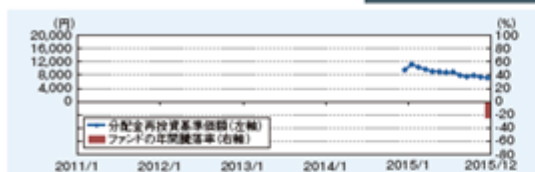
《参考情報》

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

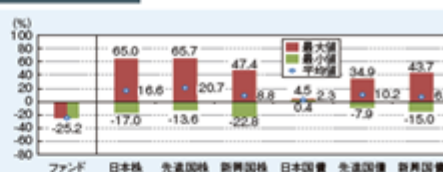
(2011年1月～2015年12月)

インド・ダブルブル4

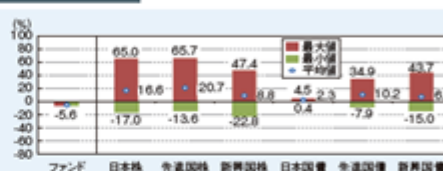
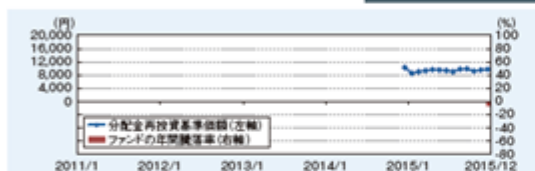


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

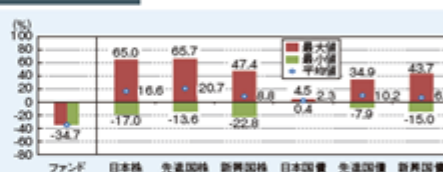
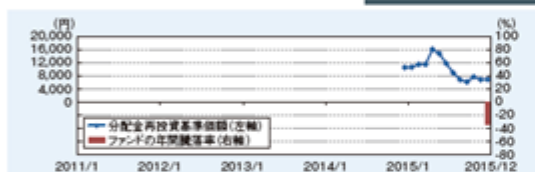
(2011年1月～2015年12月)



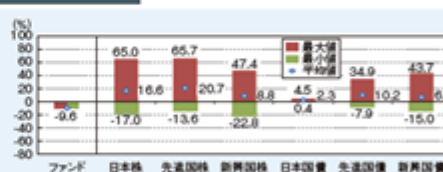
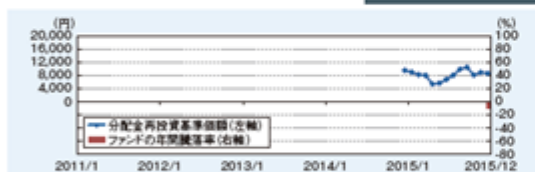
インド・ダブルベア4



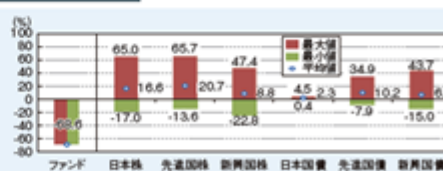
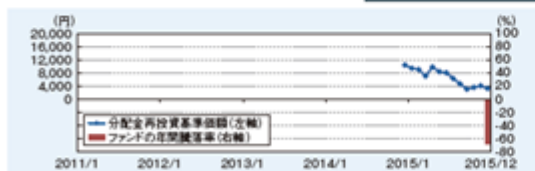
中国・ダブルブル4



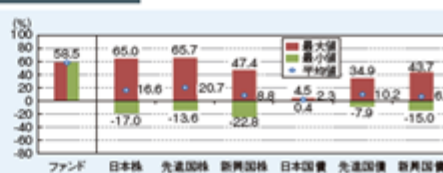
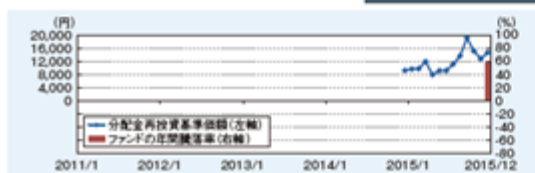
中国・ダブルベア4



ブラジル・ダブルブル (為替ヘッジなし) 4



ブラジル・ダブルベア (為替ヘッジなし) 4



(2011年1月～2015年12月)

(2011年1月～2015年12月)

ブラジルダブルブル（為替ヘッジあり）4



ブラジルダブルベア（為替ヘッジあり）4



レアルダブルブル4



レアルダブルベア4



金ダブルブル4



金ダブルベア4



マネーボールファンド4



(注) ファンドの年間運用率及び分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間運用率とは異なる場合があります。

- *右のグラフは、2011年1月から2015年12月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *上記の騰落率は2015年12月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。
- *ファンドは2014年12月に設定されたため、ファンドの騰落率、分配金再投資基準価額は2014年12月末以降のデータをもとに表示しております。

○各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株 …… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債 …… NOMURA-BPI国債
 先進国債 …… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバルレティバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

*詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバルレティバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバルレティバースファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。ただし、マネープールファンド4へのスイッチングには、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、ファンドの商品および関連する投資環境の説明ならびに情報提供、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、各ファンド（マネープールファンド4を除く）の換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

「各ファンド（マネープールファンド4を除く）」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9072%（税抜0.84%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

委託会社	年0.432%（税抜 0.4%）
販売会社	年0.432%（税抜 0.4%）
受託会社	年0.0432%（税抜 0.04%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

その他、組入外国投資信託の信託報酬等として、各組入外国投資信託の純資産総額の年0.15%程度を信託財産中から支弁します。したがって、実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.0572%（税抜0.99%）程度となります。

「マネープールファンド4」

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の年0.594%（税抜0.55%）を上限として、金利水準によって変動します。前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率] (年率)

コールレート		0.4%未満	0.4%以上0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率		0.162%（税抜0.15%）以内	0.324%（税抜0.3%）	0.594%（税抜0.55%）
配 分	委託会社	0.0702%（税抜0.065%）以内	0.1404%（税抜0.13%）	0.2376%（税抜0.22%）
	販売会社	0.0756%（税抜0.07%）以内	0.1512%（税抜0.14%）	0.3024%（税抜0.28%）
	受託会社	0.0162%（税抜0.015%）以内	0.0324%（税抜0.03%）	0.054%（税抜0.05%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドの信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表に係る監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、下記の額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

「各ファンド（マネープールファンド4を除く）」

信託財産の純資産総額に年0.00864%（税抜0.008%）の率を乗じて得た額とします。

「マネープールファンド4」

信託財産の純資産総額に年0.0054%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。

③証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。また、組入外国投資信託においても、売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、監査費用、スワップ取引に係る費用等がかかります。

上記①、③のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」※は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

※平成28年4月1日以降、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」（上限年間80万円）が開始される予定です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※税金の取扱いについては、平成28年1月1日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルブル4）】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	5,334	97.09
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	161	2.91
合計（純資産総額）	—	5,495	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- インディア 2x ブル・ファンド	752,010	6,702.99 5,040,718,578	7,093.61 5,334,465,656	97.09
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.00

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.09
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	1,598	—	9,612	—
平成27年1月末日	2,013	—	11,245	—
平成27年2月末日	5,190	—	10,410	—
平成27年3月末日	6,830	—	9,742	—
平成27年4月末日	7,976	—	9,115	—
平成27年5月末日	8,928	—	9,010	—
平成27年6月末日	9,518	—	8,855	—
平成27年7月末日	8,458	—	8,953	—
平成27年8月末日	6,883	—	7,968	—
平成27年9月末日	6,143	—	7,508	—
平成27年10月末日	5,967	—	7,882	—
平成27年11月末日	6,161	—	7,425	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	5,473	5,473	6,799	6,799
平成27年12月末日	5,495	—	7,185	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	△32.01

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	2,453,605	1,648,558

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルベア4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	19	92.51
親投資信託受益証券	日本	0	0.10
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	2	7.39
合計（純資産総額）	—	21	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- インディア 2x ベア・ファンド	2,160	9,503.68 20,527,948	8,920.01 19,267,221	92.51
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.10

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率（％）
投資信託受益証券	92.51
親投資信託受益証券	0.10
合計	92.61

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	69	—	10,228	—
平成27年1月末日	567	—	8,500	—
平成27年2月末日	393	—	8,960	—
平成27年3月末日	274	—	9,259	—
平成27年4月末日	181	—	9,617	—
平成27年5月末日	239	—	9,490	—
平成27年6月末日	371	—	9,312	—
平成27年7月末日	223	—	8,976	—
平成27年8月末日	33	—	9,719	—
平成27年9月末日	45	—	9,849	—
平成27年10月末日	183	—	9,170	—
平成27年11月末日	44	—	9,485	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	23	23	10,243	10,243
平成27年12月末日	21	—	9,656	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	2.43

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	401,920	399,679

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルブル4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,809	96.13
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	113	3.87
合計（純資産総額）	—	2,922	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- チャイナ 2x ブル・ファンド	426,100	6,128.68 2,611,430,548	6,592.62 2,809,115,382	96.13
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.00

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.13
親投資信託受益証券	0.00
合計	96.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	305	—	10,449	—
平成27年1月末日	1,323	—	10,570	—
平成27年2月末日	2,441	—	11,401	—
平成27年3月末日	2,265	—	11,428	—
平成27年4月末日	4,197	—	15,962	—
平成27年5月末日	4,756	—	14,659	—
平成27年6月末日	4,230	—	11,680	—
平成27年7月末日	3,585	—	8,857	—
平成27年8月末日	2,999	—	6,765	—
平成27年9月末日	2,806	—	6,078	—
平成27年10月末日	3,152	—	7,624	—
平成27年11月末日	2,924	—	6,784	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	2,794	2,794	6,380	6,380
平成27年12月末日	2,922	—	6,827	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	△36.20

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	1,557,397	1,119,519

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルベア4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	304	94.76
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	16	5.23
合計（純資産総額）	—	320	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- チャイナ 2x ベア・ファンド	37,130	8,943.71 332,080,187	8,176.68 303,600,128	94.76
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.01

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率（％）
投資信託受益証券	94.76
親投資信託受益証券	0.01
合計	94.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	35	—	9,431	—
平成27年1月末日	595	—	8,864	—
平成27年2月末日	585	—	8,118	—
平成27年3月末日	695	—	7,887	—
平成27年4月末日	854	—	5,276	—
平成27年5月末日	791	—	5,528	—
平成27年6月末日	986	—	6,658	—
平成27年7月末日	731	—	7,919	—
平成27年8月末日	272	—	9,778	—
平成27年9月末日	308	—	10,365	—
平成27年10月末日	520	—	8,000	—
平成27年11月末日	497	—	8,812	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	421	421	9,289	9,289
平成27年12月末日	320	—	8,529	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	△7.11

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	713,053	667,777

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルプル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルプル（為替ヘッジなし）4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	434	94.45
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	26	5.55
合計（純資産総額）	—	460	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト-ブラジル・ アンヘッジド 2x プル・ファンド	146,150	3,745.01 547,333,211	2,971.43 434,274,494	94.45
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.00

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率（％）
投資信託受益証券	94.45
親投資信託受益証券	0.00
合計	94.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	203	—	10,407	—
平成27年1月末日	534	—	9,421	—
平成27年2月末日	1,161	—	9,039	—
平成27年3月末日	1,520	—	7,060	—
平成27年4月末日	1,134	—	9,778	—
平成27年5月末日	871	—	8,386	—
平成27年6月末日	849	—	8,070	—
平成27年7月末日	794	—	6,313	—
平成27年8月末日	713	—	4,691	—
平成27年9月末日	471	—	3,065	—
平成27年10月末日	553	—	3,574	—
平成27年11月末日	635	—	4,086	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	606	606	4,053	4,053
平成27年12月末日	460	—	3,265	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	△59.47

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	481,671	332,242

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルプル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジなし）4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	47	92.36
親投資信託受益証券	日本	0	0.04
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	4	7.60
合計（純資産総額）	—	51	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- ブラジル・ アンヘッジド 2x ベア・ファンド	3,440	12,632.94 43,457,339	13,748.36 47,294,358	92.36
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.04

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率 (%)
投資信託受益証券	92.36
親投資信託受益証券	0.04
合計	92.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	22	—	9,285	—
平成27年1月末日	70	—	9,724	—
平成27年2月末日	153	—	9,834	—
平成27年3月末日	188	—	12,005	—
平成27年4月末日	160	—	7,985	—
平成27年5月末日	151	—	9,227	—
平成27年6月末日	178	—	9,258	—
平成27年7月末日	79	—	11,191	—
平成27年8月末日	13	—	13,693	—
平成27年9月末日	39	—	19,144	—
平成27年10月末日	33	—	15,196	—
平成27年11月末日	41	—	12,868	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	23	23	12,661	12,661
平成27年12月末日	51	—	14,718	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	26.61

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	148,698	146,909

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジあり）4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	84	94.08
親投資信託受益証券	日本	0	0.02
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	5	5.90
合計（純資産総額）	—	89	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- ブラジル・ ヘッジド 2x ブル・ファンド	16,900	5,802.37 98,060,053	4,967.25 83,946,525	94.08
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.02

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率 (%)
投資信託受益証券	94.08
親投資信託受益証券	0.02
合計	94.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	6	—	10,455	—
平成27年1月末日	35	—	8,982	—
平成27年2月末日	83	—	10,320	—
平成27年3月末日	83	—	9,605	—
平成27年4月末日	78	—	11,207	—
平成27年5月末日	95	—	9,939	—
平成27年6月末日	114	—	9,250	—
平成27年7月末日	152	—	7,885	—
平成27年8月末日	129	—	6,956	—
平成27年9月末日	68	—	5,812	—
平成27年10月末日	77	—	5,801	—
平成27年11月末日	96	—	6,296	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	135	135	6,057	6,057
平成27年12月末日	89	—	5,231	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	△39.43

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	50,858	28,500

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジあり）4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	4	90.86
親投資信託受益証券	日本	0	0.50
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	0	8.64
合計（純資産総額）	—	4	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- ブラジル・ ヘッジド 2x ベア・ファンド	320	9,957.60 3,186,432	11,373.92 3,639,654	90.86
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.50

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率（％）
投資信託受益証券	90.86
親投資信託受益証券	0.50
合計	91.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	61	—	9,302	—
平成27年1月末日	111	—	10,540	—
平成27年2月末日	170	—	8,882	—
平成27年3月末日	217	—	9,266	—
平成27年4月末日	243	—	7,650	—
平成27年5月末日	238	—	8,519	—
平成27年6月末日	175	—	8,912	—
平成27年7月末日	64	—	10,025	—
平成27年8月末日	41	—	10,836	—
平成27年9月末日	47	—	12,394	—
平成27年10月末日	42	—	11,551	—
平成27年11月末日	33	—	10,536	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	4	4	10,610	10,610
平成27年12月末日	4	—	11,957	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	6.10

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	100,974	100,639

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルブル4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,537	95.34
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	124	4.66
合計（純資産総額）	—	2,661	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- B R L 2x ブル・ファンド	467,250	5,790.24 2,705,491,960	5,429.97 2,537,153,482	95.34
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.00

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率（％）
投資信託受益証券	95.34
親投資信託受益証券	0.00
合計	95.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	234	—	9,877	—
平成27年1月末日	215	—	10,315	—
平成27年2月末日	1,282	—	8,609	—
平成27年3月末日	1,865	—	7,070	—
平成27年4月末日	2,303	—	8,356	—
平成27年5月末日	2,012	—	7,945	—
平成27年6月末日	1,726	—	8,123	—
平成27年7月末日	2,076	—	7,285	—
平成27年8月末日	2,373	—	6,281	—
平成27年9月末日	1,851	—	4,926	—
平成27年10月末日	2,463	—	5,601	—
平成27年11月末日	2,462	—	5,852	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	2,843	2,843	5,978	5,978
平成27年12月末日	2,661	—	5,599	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	△40.22

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	851,652	376,124

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルベア4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	18	91.88
親投資信託受益証券	日本	0	0.10
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	2	8.02
合計（純資産総額）	—	20	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- BRL 2x ベア・ファンド	1,380	12,810.61 17,678,647	13,186.87 18,197,880	91.88
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.10

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率（％）
投資信託受益証券	91.88
親投資信託受益証券	0.10
合計	91.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	28	—	9,863	—
平成27年1月末日	47	—	9,292	—
平成27年2月末日	11	—	10,829	—
平成27年3月末日	16	—	12,743	—
平成27年4月末日	12	—	10,564	—
平成27年5月末日	13	—	10,972	—
平成27年6月末日	12	—	10,612	—
平成27年7月末日	23	—	11,477	—
平成27年8月末日	15	—	12,852	—
平成27年9月末日	19	—	15,964	—
平成27年10月末日	16	—	13,782	—
平成27年11月末日	14	—	12,955	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	14	14	12,595	12,595
平成27年12月末日	20	—	13,169	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	25.95

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	8,817	7,713

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルプル・ベア・シリーズ4（金・ダブルプル4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	874	95.00
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	47	5.00
合計（純資産総額）	—	921	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- ゴールド 2x ブル・ファンド	127,970	6,840.52 875,381,901	6,833.47 874,479,155	95.00
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.00

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率 (%)
投資信託受益証券	95.00
親投資信託受益証券	0.00
合計	95.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	153	—	9,243	—
平成27年1月末日	148	—	10,739	—
平成27年2月末日	371	—	9,570	—
平成27年3月末日	655	—	9,076	—
平成27年4月末日	474	—	9,227	—
平成27年5月末日	546	—	9,001	—
平成27年6月末日	537	—	8,803	—
平成27年7月末日	524	—	7,409	—
平成27年8月末日	568	—	7,971	—
平成27年9月末日	545	—	7,881	—
平成27年10月末日	533	—	8,220	—
平成27年11月末日	602	—	6,973	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	843	843	7,027	7,027
平成27年12月末日	921	—	7,010	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	△29.73

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	262,773	142,740

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T & Dダブルプル・ベア・シリーズ4（金・ダブルベア4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	91	94.93
親投資信託受益証券	日本	0	0.02
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	5	5.05
合計（純資産総額）	—	96	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国／地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- ゴールド 2x ベア・ファンド	7,760	11,795.06 91,529,729	11,744.74 91,139,182	94.93
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	19,925	1.0038 20,000	1.0038 20,000	0.02

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率 (%)
投資信託受益証券	94.93
親投資信託受益証券	0.02
合計	94.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	25	—	10,691	—
平成27年1月末日	218	—	9,039	—
平成27年2月末日	37	—	9,931	—
平成27年3月末日	67	—	10,244	—
平成27年4月末日	63	—	9,976	—
平成27年5月末日	63	—	10,143	—
平成27年6月末日	68	—	10,305	—
平成27年7月末日	198	—	11,955	—
平成27年8月末日	121	—	11,017	—
平成27年9月末日	85	—	11,036	—
平成27年10月末日	70	—	10,461	—
平成27年11月末日	83	—	12,115	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	75	75	11,917	11,917
平成27年12月末日	96	—	11,874	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	19.17

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	49,300	43,015

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【T&Dダブルブル・ベア・シリーズ4（マネープールファンド4）】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	782	91.90
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	69	8.10
合計（純資産総額）	—	851	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量 (口)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	779,445,717	1.0038 782,407,611	1.0038 782,407,610	91.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投 資 比 率 (%)
親投資信託受益証券	91.90
合計	91.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成26年12月末日	599	—	10,000	—
平成27年1月末日	2,112	—	10,000	—
平成27年2月末日	1,613	—	10,000	—
平成27年3月末日	1,415	—	10,000	—
平成27年4月末日	1,737	—	10,000	—
平成27年5月末日	1,743	—	10,000	—
平成27年6月末日	1,636	—	10,000	—
平成27年7月末日	1,266	—	10,000	—
平成27年8月末日	832	—	10,000	—
平成27年9月末日	837	—	10,000	—
平成27年10月末日	806	—	10,000	—
平成27年11月末日	852	—	10,000	—
第1期 計算期間 (平成27年12月10日現在)	791	791	9,999	9,999
平成27年12月末日	851	—	9,999	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成27年12月10日）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	△0.01

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成26年12月10日 ～ 平成27年12月10日）	2,025,816	1,946,676

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

マネーアカウントマザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	592	55.00
コール・ローン	日本	523	48.57
その他の資産（負債差引後）	日本	△38	△3.57
合計（純資産総額）	—	1,077	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成27年12月30日現在)

	国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	国債 証券	第95回利付 国債（5年）	191,000,000	100.16 191,320,880	100.13 191,250,210	17.76	0.60	H28.3.20
2	日本	国債 証券	第277回利付 国債（10年）	180,000,000	100.43 180,779,400	100.33 180,603,000	16.77	1.60	H28.3.20
3	日本	国債 証券	第278回利付 国債（10年）	100,000,000	100.48 100,486,000	100.37 100,377,000	9.32	1.80	H28.3.20
4	日本	国債 証券	第578回 国庫短期証券	60,000,000	100.00 60,004,380	100.00 60,004,380	5.57	—	H28.3.28
5	日本	国債 証券	第574回 国庫短期証券	60,000,000	100.00 60,002,432	100.00 60,002,432	5.57	—	H28.3.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率（％）
国債証券	55.00
合計	55.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

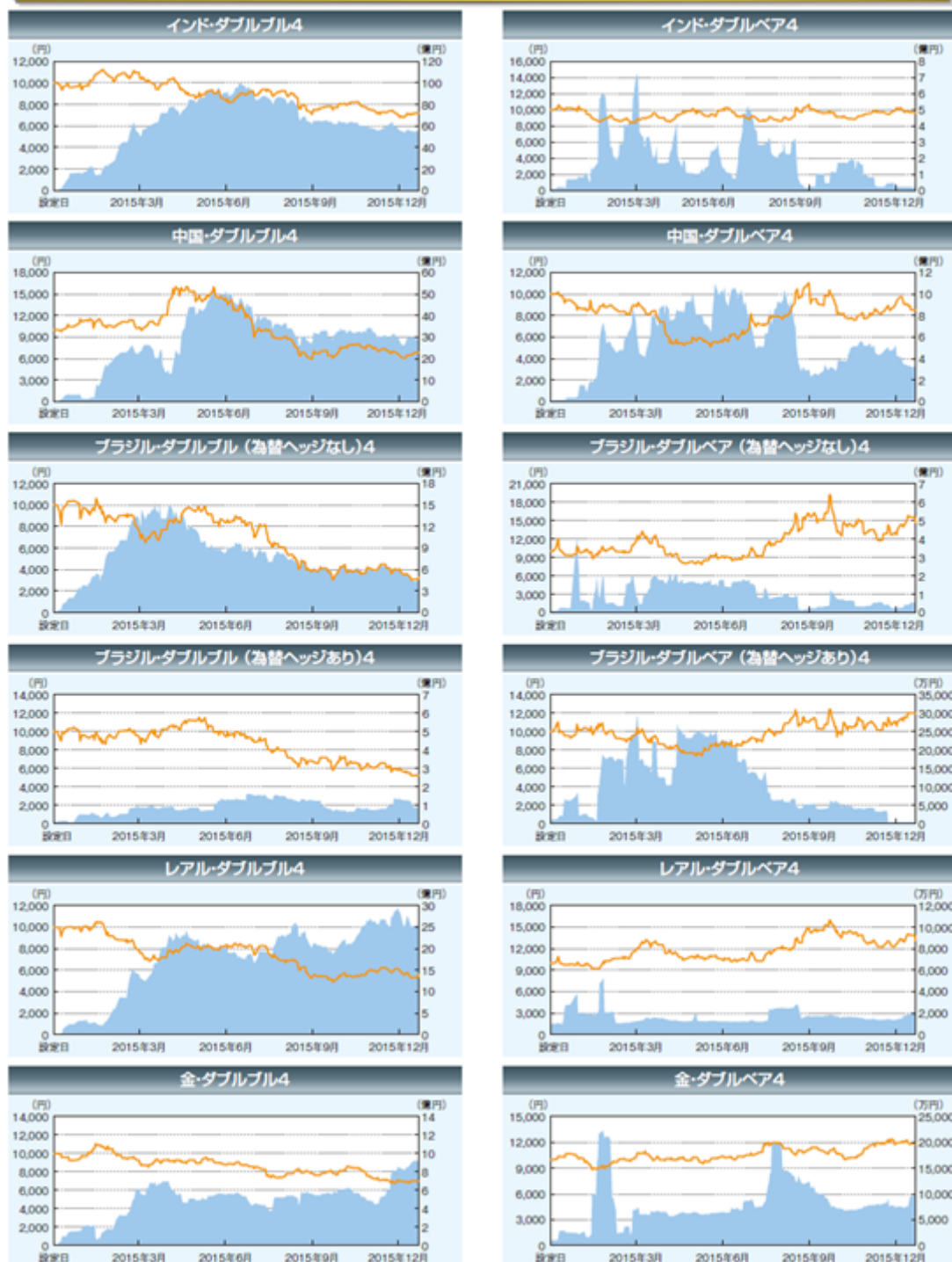
③その他投資資産の主要なもの

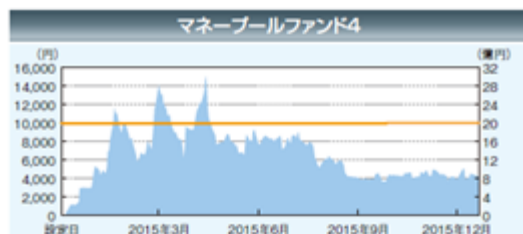
該当事項はありません。

(参考) 運用実績

(2015年12月30日現在)

基準価額・純資産の推移





分配の推移(1口当たり、税引前)

	インドダブルブル4	インドダブルベア4	中国ダブルブル4	中国ダブルベア4	ブラジルダブルブル4	ブラジルダブルベア4	レアルダブルブル4	レアルダブルベア4
2015年12月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

	ブラジルダブルブル4	レアルダブルブル4	レアルダブルベア4	金ダブルブル4	金ダブルベア4	マネーボールファンド4
2015年12月	0円	0円	0円	0円	0円	0円
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

●投資比率

インド・ダブルブル4		インド・ダブルベア4	
バジムトラスト インディア 2x プレファンド	97.1%	バジムトラスト インディア 2x ベア・ファンド	92.5%
マネーアカウントマザーファンド	0.0%	マネーアカウントマザーファンド	0.1%
コールローン、その他	2.9%	コールローン、その他	7.4%
合 計	100.0%	合 計	100.0%

中国・ダブルブル4		中国・ダブルベア4	
バジムトラスト チャイナ 2x プレファンド	96.1%	バジムトラスト チャイナ 2x ベア・ファンド	94.8%
マネーアカウントマザーファンド	0.0%	マネーアカウントマザーファンド	0.0%
コールローン、その他	3.9%	コールローン、その他	5.2%
合 計	100.0%	合 計	100.0%

ブラジル・ダブルブル(為替ヘッジなし)4		ブラジル・ダブルベア(為替ヘッジなし)4	
バジムトラスト ブラジルアンヘジド 2x プレファンド	94.5%	バジムトラスト ブラジルアンヘジド 2x ベア・ファンド	92.4%
マネーアカウントマザーファンド	0.0%	マネーアカウントマザーファンド	0.0%
コールローン、その他	5.5%	コールローン、その他	7.6%
合 計	100.0%	合 計	100.0%

ブラジル・ダブルブル(為替ヘッジあり)4		ブラジル・ダブルベア(為替ヘッジあり)4	
バジムトラスト ブラジルヘジド 2x プレファンド	94.1%	バジムトラスト ブラジルヘジド 2x ベア・ファンド	90.9%
マネーアカウントマザーファンド	0.0%	マネーアカウントマザーファンド	0.5%
コールローン、その他	5.9%	コールローン、その他	8.6%
合 計	100.0%	合 計	100.0%

レアル・ダブルブル4		レアル・ダブルベア4	
バジムトラスト BRL 2x プレファンド	95.3%	バジムトラスト BRL 2x ベア・ファンド	91.9%
マネーアカウントマザーファンド	0.0%	マネーアカウントマザーファンド	0.1%
コールローン、その他	4.7%	コールローン、その他	8.0%
合 計	100.0%	合 計	100.0%

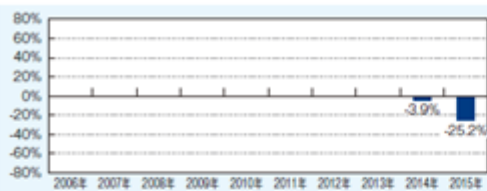
金・ダブルブル4		金・ダブルベア4	
バジムトラスト ゴールド 2x プレファンド	95.0%	バジムトラスト ゴールド 2x ベア・ファンド	94.9%
マネーアカウントマザーファンド	0.0%	マネーアカウントマザーファンド	0.0%
コールローン、その他	5.0%	コールローン、その他	5.1%
合 計	100.0%	合 計	100.0%

マネーボールファンド4	
マネーアカウントマザーファンド	91.9%
コールローン、その他	8.1%
合 計	100.0%

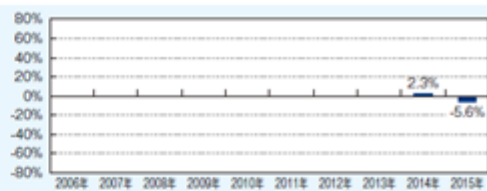
※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

インド・ダブルブル4



インド・ダブルベア4



中国・ダブルブル4



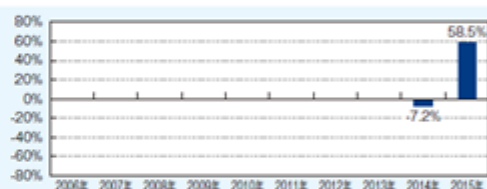
中国・ダブルベア4



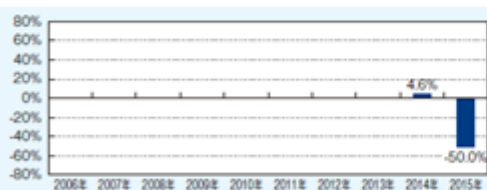
ブラジル・ダブルブル(為替ヘッジなし)4



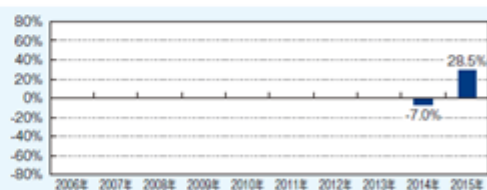
ブラジル・ダブルベア(為替ヘッジなし)4



ブラジル・ダブルブル(為替ヘッジあり)4



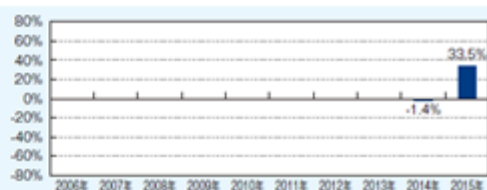
ブラジル・ダブルベア(為替ヘッジあり)4



リアル・ダブルブル4



リアル・ダブルベア4



金・ダブルブル4



金・ダブルベア4



マネーボールファンド4



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2014年は設定日(12月10日)から年末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。

購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、平成28年9月12日以降は、購入およびスイッチングの申込はできません。

また、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入およびスイッチングの申込はできません。申込不可日につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

<申込不可日>

「インド・ダブルブル・ベア4」

- ・シンガポール、インドの各証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

「中国・ダブルブル・ベア4」

- ・香港の証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

「ブラジル・ダブルブル・ベア4」「リアル・ダブルブル・ベア4」

- ・ニューヨーク、サンパウロの各証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、シンガポール、ニューヨーク、サンパウロの各銀行の休業日
- ・「香港、シンガポールの各銀行の休業日」の前営業日

「金・ダブルブル・ベア4」

- ・香港、ニューヨークの各証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

②申込の受付は、原則として営業日の午後2時[※]までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、販売会社により受付時間の変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※中国・ダブルブル・ベア4および金・ダブルブル・ベア4については、香港証券取引所が半日立会日の場合、午前10時30分までとなります。

③受益権は、1口単位をもって購入することができます。

④受益権のお買付価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

⑤マネープールファンド4の購入申込は、スイッチングによる場合に限りします。

- ⑥ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ⑦申込手数料につきましては、前述の「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。
- ⑧購入申込者は、購入申込受付日から起算して6営業日までに、購入代金をお申しいただきます販売会社に支払うものとし、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ⑨委託会社は、特別な事情が発生した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得およびスイッチングの申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、1口単位をもって、委託会社に換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述の「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。
- ②換金申込の受付は、原則として営業日の午後2時[※]までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、販売会社により受付時間に変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※中国・ダブルブル・ベア4および金・ダブルブル・ベア4については、香港証券取引所が半日立会日の場合、午前10時30分までとなります。
- ③委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤各ファンド（マネープールファンド4を除く）の換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
マネープールファンド4の換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑦委託会社は、特別な事情が発生した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消することがあります。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。
- ⑧換金代金は、換金申込を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。ただし、海外の休日、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。
- ⑨換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。
- ⑩信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

＜ファンドの主な投資対象＞

外国投資信託：原則としてファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

＜マザーファンドの主な投資対象＞

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）

②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

③価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成28年12月12日までですが、後述の「（5）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了

a. ファンドの繰上償還

(1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が5万口を下回ることとなったとき（マネープールファンド4を除く）、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 委託会社は、この投資信託が下記に該当する場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

＜各ファンド（マネープールファンド4を除く）＞

組入外国投資信託が存続しないこととなる場合。

＜マネープールファンド4＞

マネープールファンド4を除く各ファンドがすべてその信託を終了させることとなる場合。

(3) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(4) (3)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有

し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (5) (3)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、aの事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等に行うものとしします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（2）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第1期計算期間(平成26年12月10日から平成27年12月10日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【T & Dダブルプル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルプル4）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (平成27年12月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	362,519,285
投資信託受益証券	5,303,275,851
親投資信託受益証券	20,000
未収入金	70,298,726
未収利息	99
流動資産合計	5,736,113,961
資産合計	5,736,113,961
負債の部	
流動負債	
未払解約金	229,049,299
未払受託者報酬	1,586,544
未払委託者報酬	31,730,758
その他未払費用	317,244
流動負債合計	262,683,845
負債合計	262,683,845
純資産の部	
元本等	
元本	8,050,470,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,577,039,884
元本等合計	5,473,430,116
純資産合計	5,473,430,116
負債純資産合計	5,736,113,961

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	41,525
有価証券売買等損益	△2,719,472,382
営業収益合計	△2,719,430,857
営業費用	
受託者報酬	2,669,781
委託者報酬	53,395,475
その他費用	533,830
営業費用合計	56,599,086
営業利益	△2,776,029,943
経常利益	△2,776,029,943
当期純利益	△2,776,029,943
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△1,034,237,819
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	188,083,815
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	188,083,815
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,023,331,575
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,023,331,575
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,577,039,884

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成27年12月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	805,047口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	2,577,039,884円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	6,799円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
項 目	
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（35,734円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は35,734円（1口当たり0円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		24,536,050,000 円
期中一部解約元本額		16,485,580,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△2,065,377,325 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	△2,065,377,325 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- インディア 2x ブル・ファンド	791,490	5,303,275,851	
合計		791,490	5,303,275,851	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルベア4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	25,741,794
投資信託受益証券	21,383,280
親投資信託受益証券	20,000
未収利息	7
流動資産合計	47,145,081
資産合計	47,145,081
負債の部	
流動負債	
未払解約金	23,433,179
未払受託者報酬	35,742
未払委託者報酬	714,798
その他未払費用	7,080
流動負債合計	24,190,799
負債合計	24,190,799
純資産の部	
元本等	
元本	22,410,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	544,282
（分配準備積立金）	1,657,063
元本等合計	22,954,282
純資産合計	22,954,282
負債純資産合計	47,145,081

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	5,635
有価証券売買等損益	78,986,133
営業収益合計	78,991,768
営業費用	
受託者報酬	82,377
委託者報酬	1,647,419
その他費用	16,342
営業費用合計	1,746,138
営業利益	77,245,630
経常利益	77,245,630
当期純利益	77,245,630
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	75,588,567
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	400,257,985
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	400,257,985
剰余金減少額又は欠損金増加額	401,370,766
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	401,370,766
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	544,282

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成27年12月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	2,241口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	10,243円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（132円）、費用控除後有価証券売買等損益（1,656,931円）、収益調整金（821円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は1,657,884円（1口当たり739円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (平成27年12月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		4,019,200,000 円
期中一部解約元本額		3,996,790,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,479,878 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	1,479,878 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- インディア 2x ベア・ファンド	2,250	21,383,280	
合計		2,250	21,383,280	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルブル4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	167,354,093
投資信託受益証券	2,681,474,603
親投資信託受益証券	20,000
未収入金	39,945,061
未収利息	45
流動資産合計	2,888,793,802
資産合計	2,888,793,802
負債の部	
流動負債	
未払解約金	79,134,748
未払受託者報酬	756,956
未払委託者報酬	15,139,085
その他未払費用	151,327
流動負債合計	95,182,116
負債合計	95,182,116
純資産の部	
元本等	
元本	4,378,780,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,585,168,314
元本等合計	2,793,611,686
純資産合計	2,793,611,686
負債純資産合計	2,888,793,802

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	29,403
有価証券売買等損益	△2,726,212,641
営業収益合計	△2,726,183,238
営業費用	
受託者報酬	1,223,292
委託者報酬	24,465,637
その他費用	244,532
営業費用合計	25,933,461
営業利益	△2,752,116,699
経常利益	△2,752,116,699
当期純利益	△2,752,116,699
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△1,268,009,288
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,092,187,627
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,092,187,627
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,193,248,530
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,193,248,530
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,585,168,314

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	437,878口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	1,585,168,314円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	6,380円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
項 目	
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（57,375円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は57,375円（1口当たり0円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		15,573,970,000 円
期中一部解約元本額		11,195,190,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△1,954,261,614 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	△1,954,261,614 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- チャイナ 2x ブル・ファンド	436,450	2,681,474,603	
合計		436,450	2,681,474,603	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルベア4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	27,844,067
投資信託受益証券	399,182,324
親投資信託受益証券	20,000
未収入金	104,129,812
未収利息	7
流動資産合計	531,176,210
資産合計	531,176,210
負債の部	
流動負債	
未払解約金	107,894,160
未払受託者報酬	126,967
未払委託者報酬	2,539,322
その他未払費用	25,329
流動負債合計	110,585,778
負債合計	110,585,778
純資産の部	
元本等	
元本	452,760,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△32,169,568
（分配準備積立金）	46,312,208
元本等合計	420,590,432
純資産合計	420,590,432
負債純資産合計	531,176,210

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	9,156
有価証券売買等損益	208,979,766
営業収益合計	208,988,922
営業費用	
受託者報酬	243,410
委託者報酬	4,868,171
その他費用	48,563
営業費用合計	5,160,144
営業利益	203,828,778
経常利益	203,828,778
当期純利益	203,828,778
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	157,516,570
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,733,641,758
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,733,641,758
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,812,123,534
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,812,123,534
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△32,169,568

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成27年12月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	45,276口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	32,169,568円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	9,289円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（916円）、費用控除後有価証券売買等損益（46,311,292円）、収益調整金（5,325円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は46,317,533円（1口当たり1,022円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		7,130,530,000 円
期中一部解約元本額		6,677,770,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	49,276,652 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	49,276,652 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- チャイナ 2x ベア・ファンド	44,610	399,182,324	
合計		44,610	399,182,324	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジなし）4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	43,004,623
投資信託受益証券	569,767,342
親投資信託受益証券	20,000
未収利息	11
流動資産合計	612,791,976
資産合計	612,791,976
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,926,000
未払受託者報酬	151,244
未払委託者報酬	3,024,822
その他未払費用	30,188
流動負債合計	7,132,254
負債合計	7,132,254
純資産の部	
元本等	
元本	1,494,290,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△888,630,278
元本等合計	605,659,722
純資産合計	605,659,722
負債純資産合計	612,791,976

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	7,974
有価証券売買等損益	△615,169,324
営業収益合計	△615,161,350
営業費用	
受託者報酬	343,026
委託者報酬	6,860,482
その他費用	68,482
営業費用合計	7,271,990
営業利益	△622,433,340
経常利益	△622,433,340
当期純利益	△622,433,340
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△217,180,457
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	502,634,870
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	502,634,870
剰余金減少額又は欠損金増加額	986,012,265
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	986,012,265
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△888,630,278

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	149,429口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	888,630,278円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	4,053円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,019円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は3,019円（1口当たり0円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		4,816,710,000 円
期中一部解約元本額		3,322,420,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△451,729,524 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	△451,729,524 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- ブラジル・ アンヘッジド 2x ブル・ファンド	152,140	569,767,342	
合計		152,140	569,767,342	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジなし）4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,100,952
投資信託受益証券	20,924,151
親投資信託受益証券	20,000
流動資産合計	23,045,103
資産合計	23,045,103
負債の部	
流動負債	
未払解約金	38,964
未払受託者報酬	16,812
未払委託者報酬	336,167
その他未払費用	3,303
流動負債合計	395,246
負債合計	395,246
純資産の部	
元本等	
元本	17,890,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,759,857
元本等合計	22,649,857
純資産合計	22,649,857
負債純資産合計	23,045,103

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	2,363
有価証券売買等損益	49,358,214
営業収益合計	49,360,577
営業費用	
受託者報酬	41,453
委託者報酬	828,826
その他費用	8,165
営業費用合計	878,444
営業利益	48,482,133
経常利益	48,482,133
当期純利益	48,482,133
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	51,836,212
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,290,059
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,290,059
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,176,123
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,176,123
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,759,857

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	1,789口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	12,661円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,759,857円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は4,759,857円（1口当たり2,660円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		1,486,980,000 円
期中一部解約元本額		1,469,090,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△4,334,556 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	△4,334,556 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- ブラジル・ アンヘッジド 2x ベア・ファンド	1,790	20,924,151	
合計		1,790	20,924,151	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジあり）4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,873,742
投資信託受益証券	128,166,672
親投資信託受益証券	20,000
未収利息	2
流動資産合計	137,060,416
資産合計	137,060,416
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,127,000
未払受託者報酬	24,295
未払委託者報酬	485,939
その他未払費用	4,792
流動負債合計	1,642,026
負債合計	1,642,026
純資産の部	
元本等	
元本	223,580,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△88,161,610
元本等合計	135,418,390
純資産合計	135,418,390
負債純資産合計	137,060,416

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
営業収益	
受取利息	757
有価証券売買等損益	△58,670,904
営業収益合計	△58,670,147
営業費用	
受託者報酬	37,922
委託者報酬	758,280
その他費用	7,458
営業費用合計	803,660
営業利益	△59,473,807
経常利益	△59,473,807
当期純利益	△59,473,807
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△28,963,519
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,839,958
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,839,958
剰余金減少額又は欠損金増加額	66,491,280
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	66,491,280
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△88,161,610

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成27年12月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	22,358口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	88,161,610円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	6,057円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別 第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,049円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は1,049円（1口当たり0円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		508,580,000 円
期中一部解約元本額		285,000,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△31,231,939 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	△31,231,939 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- ブラジル・ヘッジド 2x ブル・ファンド	22,080	128,166,672	
合計		22,080	128,166,672	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジあり）4）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (平成27年12月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	709,417
投資信託受益証券	3,186,432
親投資信託受益証券	20,000
流動資産合計	3,915,849
資産合計	3,915,849
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	17,060
未払委託者報酬	341,134
その他未払費用	3,351
流動負債合計	361,545
負債合計	361,545
純資産の部	
元本等	
元本	3,350,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	204,304
（分配準備積立金）	25,772
元本等合計	3,554,304
純資産合計	3,554,304
負債純資産合計	3,915,849

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	1,746
有価証券売買等損益	5,101,133
営業収益合計	5,102,879
営業費用	
受託者報酬	49,036
委託者報酬	980,557
その他費用	9,685
営業費用合計	1,039,278
営業利益	4,063,601
経常利益	4,063,601
当期純利益	4,063,601
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,037,829
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,571,564
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,571,564
剰余金減少額又は欠損金増加額	73,393,032
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	73,393,032
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	204,304

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成27年12月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	335口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	10,610円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別 第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(46円)、費用控除後有価証券売買等損益(25,726円)、収益調整金(178,532円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は204,304円(1口当たり609円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		1,009,740,000 円
期中一部解約元本額		1,006,390,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△80,403 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	△80,403 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- ブラジル・ヘッジド 2x ベア・ファンド	320	3,186,432	
合計		320	3,186,432	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルブル4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	186,386,498
投資信託受益証券	2,697,278,999
親投資信託受益証券	20,000
未収入金	4,337,776
未収利息	51
流動資産合計	2,888,023,324
資産合計	2,888,023,324
負債の部	
流動負債	
未払解約金	35,361,652
未払受託者報酬	478,276
未払委託者報酬	9,565,467
その他未払費用	95,591
流動負債合計	45,500,986
負債合計	45,500,986
純資産の部	
元本等	
元本	4,755,280,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,912,757,662
元本等合計	2,842,522,338
純資産合計	2,842,522,338
負債純資産合計	2,888,023,324

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	13,521
有価証券売買等損益	△659,872,880
営業収益合計	△659,859,359
営業費用	
受託者報酬	742,989
委託者報酬	14,859,668
その他費用	148,476
営業費用合計	15,751,133
営業利益	△675,610,492
経常利益	△675,610,492
当期純利益	△675,610,492
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△210,485,498
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	761,109,136
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	761,109,136
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,208,741,804
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,208,741,804
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,912,757,662

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成27年12月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	475,528口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	1,912,757,662円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	5,978円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（9,138円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は9,138円（1口当たり0円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (平成27年12月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		8,516,520,000 円
期中一部解約元本額		3,761,240,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△536,566,092 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	△536,566,092 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- BRL 2x ブル・ファンド	463,540	2,697,278,999	
合計		463,540	2,697,278,999	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルベア4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,016,569
投資信託受益証券	12,944,679
親投資信託受益証券	20,000
流動資産合計	13,981,248
資産合計	13,981,248
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	3,593
未払委託者報酬	71,830
その他未払費用	648
流動負債合計	76,071
負債合計	76,071
純資産の部	
元本等	
元本	11,040,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,865,177
（分配準備積立金）	1,696,675
元本等合計	13,905,177
純資産合計	13,905,177
負債純資産合計	13,981,248

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	121
有価証券売買等損益	8,019,928
営業収益合計	8,020,049
営業費用	
受託者報酬	7,101
委託者報酬	141,862
その他費用	1,283
営業費用合計	150,246
営業利益	7,869,803
経常利益	7,869,803
当期純利益	7,869,803
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	6,173,128
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,178,391
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,178,391
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,889
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,889
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,865,177

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成27年12月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	1,104口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	12,595円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（25円）、費用控除後有価証券売買等損益（1,696,650円）、収益調整金（1,168,502円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は2,865,177円（1口当たり2,595円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		88,170,000 円
期中一部解約元本額		77,130,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,686,948 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	1,686,948 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- BRL 2x ベア・ファンド	1,030	12,944,679	
合計		1,030	12,944,679	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルブル4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	45,314,417
投資信託受益証券	800,674,987
親投資信託受益証券	20,000
未収利息	12
流動資産合計	846,009,416
資産合計	846,009,416
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	118,619
未払委託者報酬	2,372,380
その他未払費用	23,661
流動負債合計	2,514,660
負債合計	2,514,660
純資産の部	
元本等	
元本	1,200,330,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△356,835,244
元本等合計	843,494,756
純資産合計	843,494,756
負債純資産合計	846,009,416

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	4,175
有価証券売買等損益	△145,911,874
営業収益合計	△145,907,699
営業費用	
受託者報酬	203,145
委託者報酬	4,062,756
その他費用	40,509
営業費用合計	4,306,410
営業利益	△150,214,109
経常利益	△150,214,109
当期純利益	△150,214,109
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△63,249,268
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	104,143,911
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	104,143,911
剰余金減少額又は欠損金増加額	374,014,314
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	374,014,314
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△356,835,244

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成27年12月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	120,033口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	356,835,244円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	7,027円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別 第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,350円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は5,350円（1口当たり0円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		2,627,730,000 円
期中一部解約元本額		1,427,400,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△95,849,817 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	△95,849,817 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- ゴールド 2x ブル・ファンド	116,900	800,674,987	
合計		116,900	800,674,987	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルベア4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,138,676
投資信託受益証券	71,181,581
親投資信託受益証券	20,000
未収利息	1
流動資産合計	75,340,258
資産合計	75,340,258
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	20,884
未払委託者報酬	417,629
その他未払費用	4,123
流動負債合計	442,636
負債合計	442,636
純資産の部	
元本等	
元本	62,850,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,047,622
（分配準備積立金）	4,795,644
元本等合計	74,897,622
純資産合計	74,897,622
負債純資産合計	75,340,258

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	818
有価証券売買等損益	20,640,659
営業収益合計	20,641,477
営業費用	
受託者報酬	34,628
委託者報酬	692,517
その他費用	6,813
営業費用合計	733,958
営業利益	19,907,519
経常利益	19,907,519
当期純利益	19,907,519
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	15,111,875
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,251,978
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,025,358
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	226,620
剰余金減少額又は欠損金増加額	—
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,047,622

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	6,285口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	11,917円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（271円）、費用控除後有価証券売買等損益（4,795,373円）、収益調整金（7,251,978円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は12,047,622円（1口当たり1,916円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		493,000,000 円
期中一部解約元本額		430,150,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,931,367 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	4,931,367 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- ゴールド 2x ベア・ファンド	6,040	71,181,581	
合計		6,040	71,181,581	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	19,925	20,000	
合計		19,925	20,000	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（マネープールファンド4）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	105,910,373
親投資信託受益証券	762,427,532
未収利息	29
流動資産合計	868,337,934
資産合計	868,337,934
負債の部	
流動負債	
未払解約金	76,940,000
未払受託者報酬	2,428
未払委託者報酬	21,833
その他未払費用	30,343
流動負債合計	76,994,604
負債合計	76,994,604
純資産の部	
元本等	
元本	791,400,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△56,670
元本等合計	791,343,330
純資産合計	791,343,330
負債純資産合計	868,337,934

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)
営業収益	
受取利息	145,899
有価証券売買等損益	△72,468
営業収益合計	73,431
営業費用	
受託者報酬	5,710
委託者報酬	51,280
その他費用	71,264
営業費用合計	128,254
営業利益	△54,823
経常利益	△54,823
当期純利益	△54,823
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△998
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	323
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	323
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,168
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,168
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△56,670

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （平成27年12月10日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	79,140口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	56,670円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	9,999円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（46,820円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は46,820円（1口当たり0円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （平成27年12月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）
期首元本額		－ 円
期中追加設定元本額		20,258,160,000 円
期中一部解約元本額		19,466,760,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△1 円
合計	△1 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成27年12月10日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	759,541,276	762,427,532	
合計		759,541,276	762,427,532	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) 「パッシム・トラスト」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

以下の記載は、J Pモルガン証券株式会社より入手した情報をもとに作成しております。(1)は監査済報告書を当社が一部翻訳したもの、(2)は保有明細をもとに当社が作成したものです。当社は、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

パッシム・トラスト - インディア 2x ブル・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	(915,646)
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	8,655
収益合計	(906,991)
費用	
管理報酬	1,595
監査費用	1,565
保管費用	5,328
投資運用会社報酬	(3,517)
当初設立費用	12,809
受託手数料	877
弁護士報酬	65
その他費用	215
運用費用合計	18,937
税引前損益	(925,928)
源泉徴収税	(1,680)
運用による純資産増減額	(927,608)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第93回利付国債（5年）	0.5%	2015/12/20	2,530,000,000	2,535,882,250
第96回利付国債（5年）	0.5	2016/3/20	1,800,000,000	1,806,411,600
第337回利付国債（2年）	0.1	2016/2/15	1,379,700,000	1,380,531,959
第274回利付国債（10年）	1.5	2015/12/20	500,000,000	503,507,500
第94回利付国債（5年）	0.6	2015/12/20	249,300,000	249,996,794
合計				6,476,330,103

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
10,384,400,000	832,678,967

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - インディア 2x ベア・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	51,394
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	112
収益合計	51,506

費用	
管理報酬	1,034
監査費用	60
保管費用	920
投資運用会社報酬	(2,615)
当初設立費用	407
受託手数料	549
弁護士報酬	65
その他費用	231
運用費用合計	651

税引前損益	50,855
源泉徴収税	(21)
運用による純資産増減額	50,834

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第337回利付国債（2年）	0.1%	2016/2/15	111,500,000	111,567,235
第274回利付国債（10年）	1.5	2015/12/20	12,000,000	12,084,180
第94回利付国債（5年）	0.6	2015/12/20	11,500,000	11,532,143
合計				135,183,558

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
508,100,000	(53,819,616)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - チャイナ 2x ブル・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	(507,054)
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	3,204
収益合計	(503,850)

費用	
管理報酬	1,034
監査費用	665
保管費用	2,754
投資運用会社報酬	(2,639)
当初設立費用	5,690
受託手数料	574
弁護士報酬	65
その他費用	217
運用費用合計	8,360

税引前損益	(512,210)
源泉徴収税	(444)
運用による純資産増減額	(512,654)

(注) 日付は現地基準です。
(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第96回利付国債（5年）	0.5%	2016/3/20	1,700,000,000	1,706,055,400
第337回利付国債（2年）	0.1	2016/2/15	750,000,000	750,452,250
第274回利付国債（10年）	1.5	2015/12/20	300,000,000	302,104,500
第93回利付国債（5年）	0.5	2015/12/20	150,000,000	150,348,750
第94回利付国債（5年）	0.6	2015/12/20	40,800,000	40,914,036
合計				2,949,874,936

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
3,603,000,000	(586,709,752)

(注) 日付は現地基準です。
(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - チャイナ 2x ベア・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	(165,422)
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	1,468
収益合計	(163,954)
費用	
管理報酬	1,034
監査費用	162
保管費用	1,225
投資運用会社報酬	(2,613)
当初設立費用	1,306
受託手数料	549
弁護士報酬	65
その他費用	216
運用費用合計	1,944
税引前損益	(165,898)
源泉徴収税	(271)
運用による純資産増減額	(166,169)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第93回利付国債（5年）	0.5%	2015/12/20	165,000,000	165,383,625
第274回利付国債（10年）	1.5	2015/12/20	150,000,000	151,052,250
第337回利付国債（2年）	0.1	2016/2/15	90,000,000	90,054,270
第94回利付国債（5年）	0.6	2015/12/20	80,200,000	80,424,159
第96回利付国債（5年）	0.5	2016/3/20	80,000,000	80,284,960
合計				567,199,264

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
1,406,300,000	73,054,955

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - ブラジル・アンヘジド 2x プル・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	(83,778)
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	684
収益合計	(83,094)
費用	
管理報酬	1,034
監査費用	249
保管費用	824
投資運用会社報酬	(2,031)
当初設立費用	1,129
受託手数料	555
その他費用	320
運用費用合計	2,080
税引前損益	(85,174)
源泉徴収税	(81)
運用による純資産増減額	(85,255)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第96回利付国債（5年）	0.5%	2016/3/20	200,000,000	200,712,400
第94回利付国債（5年）	0.6	2015/12/20	131,200,000	131,566,704
第337回利付国債（2年）	0.1	2016/2/15	60,800,000	60,836,662
第93回利付国債（5年）	0.5	2015/12/20	55,000,000	55,127,875
合計				448,243,641

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
1,029,900,000	(13,357,009)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - ブラジル・アンヘジド 2x ペア・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	26,352
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	117
収益合計	26,469
費用	
管理報酬	1,034
監査費用	35
保管費用	763
投資運用会社報酬	(2,567)
当初設立費用	209
受託手数料	555
その他費用	320
運用費用合計	349
税引前損益	26,120
源泉徴収税	(14)
運用による純資産増減額	26,106

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第96回利付国債（5年）	0.5%	2016/3/20	40,000,000	40,142,480
第337回利付国債（2年）	0.1	2016/2/15	33,000,000	33,019,899
第93回利付国債（5年）	0.5	2015/12/20	32,000,000	32,074,400
第94回利付国債（5年）	0.6	2015/12/20	3,900,000	3,910,901
合計				109,147,680

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
189,600,000	(1,083,145)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - ブラジル・ヘッジド 2x プル・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	(5,627)
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	115
収益合計	(5,512)

費用	
管理報酬	1,034
監査費用	19
保管費用	758
投資運用会社報酬	(2,610)
当初設立費用	167
受託手数料	555
その他費用	320
運用費用合計	243

税引前損益	(5,755)
源泉徴収税	(20)
運用による純資産増減額	(5,775)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第337回利付国債（2年）	0.1%	2016/2/15	48,000,000	48,028,944
第94回利付国債（5年）	0.6	2015/12/20	18,000,000	18,050,310
第274回利付国債（10年）	1.5	2015/12/20	10,000,000	10,070,150
合計				76,149,404

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
161,200,000	(1,189,322)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - ブラジル・ヘッジド 2x ベア・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	(14,905)
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	71
収益合計	(14,834)
費用	
管理報酬	1,034
監査費用	41
保管費用	765
投資運用会社報酬	(2,548)
当初設立費用	208
受託手数料	555
その他費用	320
運用費用合計	375
税引前損益	(15,209)
源泉徴収税	(31)
運用による純資産増減額	(15,240)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第337回利付国債（2年）	0.1%	2016/2/15	95,000,000	95,057,285
第274回利付国債（10年）	1.5	2015/12/20	10,000,000	10,070,150
合計				105,127,435

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
188,600,000	(879,055)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - BRL 2x プル・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	(14,029)
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	2,656
収益合計	(11,373)
費用	
管理報酬	1,034
監査費用	350
保管費用	857
投資運用会社報酬	(1,720)
当初設立費用	2,282
受託手数料	555
その他費用	320
運用費用合計	3,678
税引前損益	(15,051)
源泉徴収税	(538)
運用による純資産増減額	(15,589)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第93回利付国債（5年）	0.5%	2015/12/20	715,000,000	716,662,375
第274回利付国債（10年）	1.5	2015/12/20	210,000,000	211,473,150
第96回利付国債（5年）	0.5	2016/3/20	150,000,000	150,534,300
第337回利付国債（2年）	0.1	2016/2/15	81,900,000	81,949,386
第94回利付国債（5年）	0.6	2015/12/20	49,900,000	50,039,471
合計				1,210,658,682

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
2,158,700,000	(8,870,747)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - BRL 2x ベア・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	4,294
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	17
収益合計	4,311
費用	
管理報酬	1,034
監査費用	4
保管費用	754
投資運用会社報酬	(2,650)
当初設立費用	16
受託手数料	555
その他費用	320
運用費用合計	33
税引前損益	4,278
源泉徴収税	(3)
運用による純資産増減額	4,275

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第94回利付国債（5年）	0.6%	2015/12/20	5,650,000	5,665,792
第337回利付国債（2年）	0.1	2016/2/15	1,100,000	1,100,663
第93回利付国債（5年）	0.5	2015/12/20	1,000,000	1,002,325
合計				7,768,780

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
11,100,000	9,944

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - ゴールド 2x プル・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	(54,374)
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	533
収益合計	(53,841)
費用	
管理報酬	1,034
監査費用	116
保管費用	1,084
投資運用会社報酬	(2,615)
当初設立費用	685
受託手数料	549
弁護士報酬	65
その他費用	214
運用費用合計	1,132
税引前損益	(54,973)
源泉徴収税	(102)
運用による純資産増減額	(55,075)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第337回利付国債（2年）	0.1%	2016/2/15	142,700,000	142,786,048
第93回利付国債（5年）	0.5	2015/12/20	62,000,000	62,144,150
第274回利付国債（10年）	1.5	2015/12/20	55,000,000	55,385,825
第94回利付国債（5年）	0.6	2015/12/20	30,000,000	30,083,850
合計				290,399,873

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
541,800,000	(8,648,282)

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

パッシム・トラスト - ゴールド 2x ベア・ファンド

(1) 損益計算書

計算期間：2014年12月11日～2015年6月30日

単位：千円

収益	
投資に係る実現損益	13,761
受取利息（アモチゼーションによるものを含む）	61
収益合計	13,822
費用	
管理報酬	1,034
監査費用	17
保管費用	803
投資運用会社報酬	(2,615)
当初設立費用	88
受託手数料	549
弁護士報酬	65
その他費用	216
運用費用合計	157
税引前損益	13,665
源泉徴収税	(14)
運用による純資産増減額	13,651

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2015年6月30日

債券現物

単位：円

銘柄名	利率	償還日	額面	評価額
第337回利付国債（2年）	0.1%	2016/2/15	26,000,000	26,015,678
第274回利付国債（10年）	1.5	2015/12/20	12,500,000	12,587,688
合計				38,603,366

スワップ

単位：円

想定元本額	評価額
79,500,000	1,317,999

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

（参考）マネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成27年12月10日現在）
	金額	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		478,388,831
国債証券		575,589,656
未収利息		149,015
前払費用		1,245,898
流動資産合計		1,055,373,400
資産合計		1,055,373,400
負債の部		
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本		1,051,336,241
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）		4,037,159
元本等合計		1,055,373,400
純資産合計		1,055,373,400
負債純資産合計		1,055,373,400

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） ③価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成27年12月10日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	1,051,336,241口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0038円 (1万口当たり純資産額 10,038円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（平成27年12月10日現在）
期首元本額		647,607,976 円
期中追加設定元本額		1,088,907,027 円
期中一部解約元本額		685,178,762 円
期末元本額		1,051,336,241 円
元本の内訳＊		
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）円ヘッジ・コース		96,611,064 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）米ドルブル・コース		18,318,477 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）米ドルベア・コース		1,179,395 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）ユーロブル・コース		911,922 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）ユーロベア・コース		6,427,223 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）リアルブル・コース		25,508,528 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）豪ドルブル・コース		139,539,638 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）豪ドルベア・コース		340,231 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）インドネシアルピアブル・コース		1,523,036 円
T & D Jリートファンド限定追加型1402		1,196,351 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルブル4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルベア4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルブル4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルベア4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジなし）4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジなし）4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジあり）4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジあり）4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルブル4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルベア4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルブル4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルベア4）		19,925 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（マネープールファンド4）		759,541,276 円
合計		1,051,336,241 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	575,589,656 円	△204,600 円
合計	575,589,656 円	△204,600 円

3 デリバティブ取引関係

(自 平成26年12月10日 至 平成27年12月10日)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成27年12月10日現在)

種類	銘柄	額面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第93回利付国債 (5年)	43,000,000	43,003,440	
	第95回利付国債 (5年)	191,000,000	191,320,880	
	第277回利付国債 (10年)	180,000,000	180,779,400	
	第278回利付国債 (10年)	100,000,000	100,486,000	
	第560回国庫短期証券	60,000,000	59,999,936	
合計		574,000,000	575,589,656	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成27年12月30日現在）

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルブル4）

I 資産総額	5,524,660,093 円
II 負債総額	30,095,629 円
III 純資産総額（I－II）	5,494,564,464 円
IV 発行済数量	764,774 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	7,185 円

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルベア4）

I 資産総額	20,838,923 円
II 負債総額	10,958 円
III 純資産総額（I－II）	20,827,965 円
IV 発行済数量	2,157 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	9,656 円

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルブル4）

I 資産総額	2,957,452,532 円
II 負債総額	35,244,811 円
III 純資産総額（I－II）	2,922,207,721 円
IV 発行済数量	428,039 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	6,827 円

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルベア4）

I 資産総額	320,570,059 円
II 負債総額	179,656 円
III 純資産総額（I－II）	320,390,403 円
IV 発行済数量	37,567 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	8,529 円

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジなし）4）

I 資産総額	460,027,751 円
II 負債総額	251,029 円
III 純資産総額（I－II）	459,776,722 円
IV 発行済数量	140,819 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	3,265 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジなし）4）

I 資産総額	51,224,470 円
II 負債総額	18,900 円
III 純資産総額（I－II）	51,205,570 円
IV 発行済数量	3,479 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	14,718 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジあり）4）

I 資産総額	89,284,082 円
II 負債総額	57,201 円
III 純資産総額（I－II）	89,226,881 円
IV 発行済数量	17,058 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	5,231 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジあり）4）

I 資産総額	4,007,526 円
II 負債総額	1,921 円
III 純資産総額（I－II）	4,005,605 円
IV 発行済数量	335 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	11,957 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルブル4）

I 資産総額	2,662,578,578 円
II 負債総額	1,312,053 円
III 純資産総額（I－II）	2,661,266,525 円
IV 発行済数量	475,338 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	5,599 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルベア4）

I 資産総額	19,814,774 円
II 負債総額	8,686 円
III 純資産総額（I－II）	19,806,088 円
IV 発行済数量	1,504 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	13,169 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルブル4）

I 資産総額	920,982,477 円
II 負債総額	434,048 円
III 純資産総額（I－II）	920,548,429 円
IV 発行済数量	131,320 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	7,010 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルベア4）

I 資産総額	96,051,218 円
II 負債総額	40,457 円
III 純資産総額（I－II）	96,010,761 円
IV 発行済数量	8,086 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	11,874 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（マネープールファンド4）

I 資産総額	894,046,982 円
II 負債総額	42,714,338 円
III 純資産総額（I－II）	851,332,644 円
IV 発行済数量	85,143 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	9,999 円

（参考）マネーアカウントマザーファンド

I 資産総額	1,116,841,283 円
II 負債総額	40,000,000 円
III 純資産総額（I－II）	1,076,841,283 円
IV 発行済数量	1,072,735,007 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0038 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成27年12月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（2）会社の機構

①経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成27年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成27年12月末日現在、202本であり、その純資産総額の合計は655,334百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	158本	489,110百万円
単位型株式投資信託	29本	94,460百万円
追加型公社債投資信託	1本	15,510百万円
単位型公社債投資信託	14本	56,254百万円
合計	202本	655,334百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第34期 (平成26年3月31日現在)		第35期 (平成27年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 預金			5,057,972		5,145,515
2. 有価証券			2,000,000		2,000,000
3. 前払費用			68,916		61,184
4. 未収入金			—		6,658
5. 未収委託者報酬			578,201		615,656
6. 未収運用受託報酬			400,065		391,340
7. 繰延税金資産			96,193		75,393
8. その他			5,698		5,637
流動資産計			8,207,047		8,301,386
II 固定資産					
1. 有形固定資産			68,305		59,952
(1) 建物	※ 1	43,178		37,148	
(2) 器具備品	※ 1	24,230		21,907	
(3) その他		897		897	
2. 無形固定資産			50,257		49,602
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		45,793		41,803	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,601		4,935	
3. 投資その他の資産			483,292		521,449
(1) 投資有価証券		187,596		107,398	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		141,107		247,966	
(4) 繰延税金資産		148,738		154,137	
(5) その他		463		6,561	
固定資産計			601,855		631,004
資産合計			8,808,902		8,932,390

		第34期 (平成26年 3 月31日現在)		第35期 (平成27年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			60,329		240,063
2. 未払金			415,875		274,749
(1) 未払収益分配金		665		789	
(2) 未払償還金		5,658		5,658	
(3) 未払手数料		197,992		222,619	
(4) その他未払金		211,559		45,681	
3. 未払費用			354,021		350,246
4. 未払法人税等			18,326		18,393
5. 未払消費税等			23,294		56,005
6. 賞与引当金			203,351		174,657
7. 役員賞与引当金			26,000		10,000
流動負債計			1,101,200		1,124,115
II 固定負債					
1. 退職給付引当金			374,966		402,572
2. 役員退職慰労引当金			20,830		26,197
固定負債計			395,797		428,770
負債合計			1,496,997		1,552,885
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,936,462		6,002,917
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,623,672		2,690,127	
株主資本計			7,314,130		7,380,585
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			△2,225		△1,080
評価・換算差額等計			△2,225		△1,080
純資産合計			7,311,904		7,379,505
負債純資産合計			8,808,902		8,932,390

(2) 【損益計算書】

		第34期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)		第35期 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益					
1. 委託者報酬			4,889,793		4,328,295
2. 運用受託報酬			1,810,078		1,839,106
3. その他営業収益			7,865		—
営業収益計			6,707,737		6,167,402
II 営業費用					
1. 支払手数料			2,234,424		2,095,803
2. 広告宣伝費			26,770		3,774
3. 調査費			1,461,086		1,493,527
(1) 調査費		25,526		58,662	
(2) 委託調査費		1,072,157		1,058,869	
(3) 情報機器関連費		361,948		374,671	
(4) 図書費		1,453		1,323	
4. 委託計算費			170,888		160,922
5. 営業雑経費			155,892		157,361
(1) 通信費		8,354		8,310	
(2) 印刷費		101,645		97,950	
(3) 協会費		9,917		8,979	
(4) 諸会費		3,284		3,449	
(5) 紹介手数料		32,689		38,671	
営業費用計			4,049,062		3,911,389
III 一般管理費					
1. 給料			1,200,292		1,216,378
(1) 役員報酬		66,804		66,804	
(2) 給料・手当		1,084,917		1,101,744	
(3) 賞与		48,571		47,829	
2. 法定福利費			166,706		169,024
3. 退職金			4,438		3,571
4. 福利厚生費			2,842		3,044
5. 交際費			3,395		5,279
6. 旅費交通費			20,598		21,542
7. 事務委託費			96,003		83,048
8. 租税公課			18,879		17,845
9. 不動産賃借料			159,588		159,588
10. 退職給付費用			59,465		59,085
11. 役員退職慰労引当金繰入			5,366		5,366
12. 賞与引当金繰入			203,351		174,657
13. 役員賞与引当金繰入			26,000		10,000
14. 固定資産減価償却費			49,718		43,984
15. 諸経費			103,673		119,940
一般管理費計			2,120,323		2,092,356
営業利益			538,351		163,656

		第34期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第35期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益	※ 1				
1. 受取配当金			2,187		1,633
2. 有価証券利息			1,465		1,396
3. 受取利息			635		772
4. 時効成立分配金・償還金			—		291
5. その他			11		7
営業外収益計			4,299		4,101
V営業外費用					
1. 為替差損			1,301		5,549
2. 雑損失			127		1,694
営業外費用計			1,429		7,244
経常利益			541,222		160,513
VI特別利益	※ 2				
1. 固定資産売却益			158		122
2. 投資有価証券売却益			1,552		14,779
特別利益計			1,710		14,901
VII特別損失	※ 3				
1. 固定資産除却損			131		—
2. 投資有価証券売却損			978		18,299
3. 本社移転費用			—		14,743
特別損失計			1,110		33,043
税引前当期純利益			541,822		142,371
法人税、住民税及び事業税			175,594		61,231
法人税等調整額			58,341		14,684
当期純利益			307,885		66,454

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

（単位：千円）

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,315,787	5,628,577	7,006,245
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益						307,885	307,885	307,885
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	307,885	307,885	307,885
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,623,672	5,936,462	7,314,130

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	599	599	7,006,844
当期変動額			
剰余金の配当			—
当期純利益			307,885
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△ 2,825	△ 2,825	△ 2,825
当期変動額合計	△ 2,825	△ 2,825	305,059
当期末残高	△ 2,225	△ 2,225	7,311,904

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,623,672	5,936,462	7,314,130
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益						66,454	66,454	66,454
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	66,454	66,454	66,454
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,690,127	6,002,917	7,380,585

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 2,225	△ 2,225	7,311,904
当期変動額			
剰余金の配当			—
当期純利益			66,454
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	1,145	1,145	1,145
当期変動額合計	1,145	1,145	67,600
当期末残高	△ 1,080	△ 1,080	7,379,505

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、翌事業年度に本社を移転することを決定し、本社の賃貸借契約に伴う原状回復義務の見積り額が111百万円増加しております。また、原状回復費用として償却を行っていた長期差入保証金について、償却に係る合理的な期間を短縮しております。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の一般管理費が23百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第34期 (平成26年3月31日現在)	第35期 (平成27年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 91,273千円 器具備品 147,915千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 97,303千円 器具備品 159,980千円

（損益計算書関係）

第34期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第35期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取配当金 263千円	_____
※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 158千円	※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 122千円
_____	_____
※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 131千円	

（株主資本等変動計算書関係）

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

有価証券は、短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に基づき差入れたものであり、信用リスクの影響は軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,057,972	5,057,972	—
(2) 有価証券			
① その他有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	578,201	578,201	—
(4) 未収運用受託報酬	400,065	400,065	—
(5) 投資有価証券			
① その他有価証券	125,396	125,396	—
資産計	8,161,636	8,161,636	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(665)	(665)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(197,992)	(197,992)	—
④ その他未払金	(211,559)	(211,559)	—
(2) 未払費用	(354,021)	(354,021)	—
負債計	(769,897)	(769,897)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券(譲渡性預金)及び投資有価証券(投資信託)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	5,386
③ 長期差入保証金	141,107
合計	208,693

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,057,972	—	—
有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,000,000	—	—
未収委託者報酬	578,201	—	—
未収運用受託報酬	400,065	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	6,220	80,252	38,923
合計	8,042,460	80,252	38,923

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,145,515	5,145,515	—
(2) 有価証券			
① その他有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(3) 未収入金	6,658	6,658	—
(4) 未収委託者報酬	615,656	615,656	—
(5) 未収運用受託報酬	391,340	391,340	—
(6) 投資有価証券			
① その他有価証券	45,198	45,198	—
資産計	8,204,369	8,204,369	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(789)	(789)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(222,619)	(222,619)	—
④ その他未払金	(45,681)	(45,681)	—
(2) 未払費用	(350,246)	(350,246)	—
負債計	(624,995)	(624,995)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券(譲渡性預金)及び投資有価証券(投資信託)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	5,386
③ 長期差入保証金	247,966
合計	315,552

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,145,515	—	—
有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,000,000	—	—
未収入金	6,658	—	—
未収委託者報酬	615,656	—	—
未収運用受託報酬	391,340	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	—	25,010	20,188
合計	8,159,171	25,010	20,188

(有価証券関係)

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は59,878千円であり、売却益の合計額は1,552千円、売却損の合計額は978千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	56,700	68,005	11,305
	小計	56,700	68,005	11,305
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,072,154	2,057,390	△14,764
	小計	2,072,154	2,057,390	△14,764
合計		2,128,854	2,125,396	△3,458

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は206,953千円であり、売却益の合計額は14,779千円、売却損の合計額は18,299千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	15,326	18,181	2,854
	小計	15,326	18,181	2,854
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,031,468	2,027,016	△4,451
	小計	2,031,468	2,027,016	△4,451
合計		2,046,795	2,045,198	△1,596

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付関係)

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	362,699千円
退職給付費用	51,813千円
退職給付の支払額	△39,547千円
退職給付引当金の期末残高	374,966千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	374,966千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	374,966千円

退職給付引当金	374,966千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	374,966千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	51,813千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	7,652千円
--------------	---------

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	374,966千円
退職給付費用	50,270千円
退職給付の支払額	△22,664千円
退職給付引当金の期末残高	402,572千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	402,572千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	402,572千円

退職給付引当金	402,572千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	402,572千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	50,270千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	8,815千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期（平成26年3月31日現在）	第35期（平成27年3月31日現在）
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	72,474	57,811
未払事業税	5,734	2,927
未払社会保険料	10,404	9,035
退職給付引当金	141,062	138,855
子会社株式評価損	1,451	1,317
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	23,363	21,200
減価償却超過額否認	4,418	3,538
長期差入保証金	—	11,227
繰越欠損金	2,468	—
その他有価証券評価差額金	1,232	516
その他	10,831	5,619
小計	273,443	252,048
評価性引当額	△28,511	△22,517
繰延税金資産計	244,931	229,530
繰延税金資産の純額	244,931	229,530

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第34期（平成26年3月31日現在）		第35期（平成27年3月31日現在）
法定実効税率	38.0 %	法定実効税率	35.6 %
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3 %
受取配当金等永久に益金に算入されない 項目	△0.0 %	受取配当金等永久に益金に算入されない 項目	— %
住民税均等割	0.4 %	住民税均等割	1.6 %
評価性引当額	0.1 %	評価性引当額	△4.2 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	1.2 %	税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	14.9 %
その他	1.4 %	その他	2.0 %
税効果会計適用後の法人税率の負担率	43.2 %	税効果会計適用後の法人税率の負担率	53.3 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれるものについては32.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産の純額は21百万円減少し、法人税等調整額が21百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社は、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第34期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第35期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
期首残高	52,188千円	52,188千円
見積りの変更による増加額	—	111,444
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	52,188	163,632

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第34期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第35期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホール ディングス	東京都 港区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	貸借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	—	長期 差入 保証金	141,057
							連結納税 に伴う支 払予定額 (*2)	163,840	未払金	163,840

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホール ディングス	東京都 港区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	貸借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	—	長期 差入 保証金	116,711
							連結納税 に伴う受 取予定額 (*2)	6,658	未収入 金	6,658

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第34期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第35期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,754.64円	1株当たり純資産額	6,817.09円
1株当たり当期純利益金額	284.42円	1株当たり当期純利益金額	61.39円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	307,885	当期純利益（千円）	66,454
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	307,885	普通株式に係る当期純利益（千円）	66,454
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第36期中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 預金			4,899,607
2. 有価証券			2,000,000
3. 前払費用			80,264
4. 未収入金			52,725
5. 未収委託者報酬			557,830
6. 未収運用受託報酬			373,699
7. 繰延税金資産			31,026
8. その他			5,807
流動資産計			8,000,961
II 固定資産			
1. 有形固定資産			71,954
(1) 建物	※ 1	34,553	
(2) 器具備品	※ 1	36,616	
(3) その他	※ 1	784	
2. 無形固定資産			52,127
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		42,140	
(3) ソフトウェア仮勘定		7,124	
3. 投資その他の資産			513,160
(1) 投資有価証券		105,074	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		212,820	
(4) 繰延税金資産		180,209	
(5) その他		9,670	
固定資産計			637,243
資産合計			8,638,204

		第36期中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 預り金			233,435
2. 未払金			272,960
(1) 未払収益分配金		789	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		211,272	
(4) その他未払金		55,239	
3. 未払費用			322,838
4. 未払法人税等			5,983
5. 未払消費税等	※ 2		4,930
6. 前受収益			4,163
7. 賞与引当金			63,101
8. 役員賞与引当金			13,627
9. その他			1,026
流動負債計			922,066
II 固定負債			
1. 退職給付引当金			398,289
2. 役員退職慰労引当金			23,409
固定負債計			421,698
負債合計			1,343,765
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			5,917,740
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,604,950	
株主資本計			7,295,408
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			△969
評価・換算差額等計			△969
純資産合計			7,294,438
負債純資産合計			8,638,204

(2) 中間損益計算書

		第36期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益			
1. 委託者報酬			1,854,222
2. 運用受託報酬			780,432
営業収益計			2,634,655
II 営業費用			
1. 支払手数料			862,611
2. 広告宣伝費			981
3. 調査費			643,458
(1) 調査費		52,478	
(2) 委託調査費		402,528	
(3) 情報機器関連費		187,859	
(4) 図書費		591	
4. 委託計算費			82,828
5. 営業雑経費			81,235
(1) 通信費		4,113	
(2) 印刷費		48,099	
(3) 協会費		3,763	
(4) 諸会費		2,274	
(5) 紹介手数料		22,986	
営業費用計			1,671,114
III 一般管理費			
1. 給料			596,601
(1) 役員報酬		40,458	
(2) 給料・手当		547,513	
(3) 賞与		8,629	
2. 法定福利費			86,341
3. 退職金			2,361
4. 福利厚生費			2,274
5. 交際費			2,743
6. 旅費交通費			9,436
7. 事務委託費			43,186
8. 租税公課			7,851
9. 不動産賃借料			79,794
10. 退職給付費用			28,431
11. 役員退職慰労金			200
12. 役員退職慰労引当金繰入			3,011
13. 賞与引当金繰入			63,716
14. 役員賞与引当金繰入			13,627
15. 固定資産減価償却費	※ 1		18,458
16. 諸経費			82,628
一般管理費計			1,040,664
営業損失 (△)			△77,124

		第36期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益			
1. 受取配当金			1,267
2. 有価証券利息			671
3. 受取利息			343
4. その他			5
営業外収益計			2,288
V営業外費用			
1. 為替差損			1,250
2. 雑損失			362
営業外費用計			1,612
経常損失（△）			△76,448
VI特別利益			
1. 投資有価証券売却益			238
特別利益計			238
VII特別損失			
1. 固定資産除却損			600
2. 投資有価証券売却損			448
3. 本社移転費用			40,808
特別損失計			41,857
税引前中間純損失（△）			△118,067
法人税、住民税及び事業税			△51,130
法人税等調整額			18,239
中間純損失（△）			△85,176

（３）中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 平成27年４月１日 至 平成27年９月30日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,690,127	6,002,917	7,380,585
当中間会計期間 変動額								
剰余金の配当								
中間純損失（△）						△85,176	△85,176	△85,176
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）								
当中間会計期間 変動額合計	—	—	—	—	—	△85,176	△85,176	△85,176
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,604,950	5,917,740	7,295,408

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,080	△1,080	7,379,505
当中間会計期間 変動額			
剰余金の配当			—
中間純損失（△）			△85,176
株主資本以外の項目 の当中間会計期間変 動額（純額）	110	110	110
当中間会計期間 変動額合計	110	110	△85,066
当中間会計期間末 残高	△969	△969	7,294,438

重要な会計方針

	第36期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)						
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。						
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>8～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～15年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>8年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	建物	8～18年	器具備品	3～15年	その他	8年
建物	8～18年						
器具備品	3～15年						
その他	8年						
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。						
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。						

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第36期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
	建物 99,898千円
	器具備品 167,152千円
	その他 112千円
※ 2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第36期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
※ 1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 9,879千円
	無形固定資産 8,579千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	4,899,607	4,899,607	—
(2) 有価証券			
① その他有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(3) 未収入金	52,725	52,725	—
(4) 未収委託者報酬	557,830	557,830	—
(5) 未収運用受託報酬	373,699	373,699	—
(6) 投資有価証券			
① その他有価証券	42,874	42,874	—
資産計	7,926,736	7,926,736	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(789)	(789)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(211,272)	(211,272)	—
④ その他未払金	(55,239)	(55,239)	—
(2) 未払費用	(322,838)	(322,838)	—
負債計	(595,799)	(595,799)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券（譲渡性預金）及び投資有価証券（投資信託）

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	5,386
③ 長期差入保証金	212,820
合計	280,406

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第36期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	11,531	17,761	6,230
	小計	11,531	17,761	6,230
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,032,774	2,025,112	△7,661
	小計	2,032,774	2,025,112	△7,661
合計		2,044,305	2,042,874	△1,431

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第36期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（1株当たり情報）

第36期中間会計期間 （自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）	
1株当たり純資産額	6,738円51銭
1株当たり中間純損失金額	△78円68銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間損失金額の算定上の基礎	
中間純損失（千円）	△85,176
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純損失（千円）	△85,176
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・資本金の額 342,037百万円（平成27年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜信託事務の一部委託先＞

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・資本金の額 51,000百万円（平成27年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

野村證券株式会社

- ・資本金の額 10,000百万円（平成27年9月末日現在）
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- ①「受託会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 信託財産の保管・管理・計算
 - b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
- ②「販売会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 受益権の募集・販売の取扱い
 - b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
 - c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
 - d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成27年12月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成27年9月9日	半期報告書
平成27年9月9日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月1日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルブル4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルブル4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

蒲谷 剛史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルベア4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（インド・ダブルベア4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルブル4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルブル4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルベア4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（中国・ダブルベア4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジなし）4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジなし）4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジなし）4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジなし）4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジあり）4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルブル（為替ヘッジあり）4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジあり）4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（ブラジル・ダブルベア（為替ヘッジあり）4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルブル4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルブル4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルベア4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（リアル・ダブルベア4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルブル4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルブル4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルベア4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（金・ダブルベア4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（マネープールファンド4）の平成26年12月10日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ4（マネープールファンド4）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

蒲谷 剛史 ㊞

公認会計士

伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。